

平成26年3月第1回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 平成26年2月27日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 山 口 孝 弘
- 10番 小 高 良 則
- 11番 湯 淺 祐 徳
- 12番 中 田 眞 司
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 川 上 雄 次
- 22番 林 修 三

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

| | | |
|---|---|-------------|
| 市 | 長 | 北 村 新 司 |
| 副 | 市 | 長 小 澤 誠 一 |
| 教 | 育 | 長 加 曾 利 佳 信 |
| 総 | 務 | 部 長 浅 羽 芳 明 |
| 市 | 民 | 部 長 加 藤 多久美 |

| | |
|-----------------|---------|
| 市民部参事(事) 国保年金課長 | 小 出 聰 一 |
| 経 済 環 境 部 長 | 中 村 治 幸 |
| 建 設 部 長 | 糸 久 博 之 |
| 会 計 管 理 者 | 江 澤 弘 次 |
| 教育委員会教育次長 | 長谷川 淳 一 |
| 農業委員会事務局長 | 麻 生 和 敏 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 石 毛 勝 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 吉 田 一 郎 |
| 財 政 課 長 | 佐 藤 幸 男 |
| 高 齢 者 福 祉 課 長 | 宮 崎 充 |
| 下 水 道 課 長 | 藏 村 隆 雄 |
| 水 道 課 長 | 金 崎 正 人 |
| 秘 書 広 報 課 長 | 武 井 義 行 |
| 総務部参事(事) 総務課長 | 石 毛 勝 |
| 社 会 福 祉 課 長 | 石 川 良 道 |
| 経済環境部参事(事) 農政課長 | 吉 野 輝 美 |
| 建設部参事(事) 道路河川課長 | 勝 股 利 夫 |
| 庶 務 課 長 | 勝 又 寿 雄 |

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

| | |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 森 田 隆 之 |
| 副 主 幹 | 太 田 文 子 |
| 副 主 幹 | 梅 澤 孝 行 |
| 主 査 補 | 須 賀 澤 勲 |
| 副 主 査 | 居 初 理 英 子 |

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第4号)

平成26年2月27日(木) 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（林 修三君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

本日は個人質問、5人の議員を予定しております。

一般質問に入る前に、中村経済環境部長より発言を求められておりますので、発言を許します。

○経済環境部長（中村治幸君）

昨日の小山議員の一般質問の中で青年就農給付金、この制度上の詳細について私の方でお答えできなかった部分について、答弁させていただきたいと思えます。

青年就農給付金につきましては、まず1点目の所有権移転についてでございますが、昨日もお話がありました親元からの2分の1未満の場合の所有権移転、これについては所有権移転しなくても制度上よろしい。

それから、所有権移転に伴います贈与税について。これにつきましては一部の土地を親から分離して経営した場合の、5割以上をお借りしてやった場合の所有権移転については、贈与税を受けるには親の持っている土地全てを、農地を全部贈与しないと納税猶予は受けられないということで、経営分離した部分だけ所有権移転して納税猶予を受けるということについてはできない、というようなことだそうでございます。

それから、ネットワークあるいは家族経営協定。これにつきましては、青年新規就農者ネットワークの加入や家族経営協定につきましては、窓口で担当の方から申請者にご説明申し上げまして、なお、1組のご夫婦については家族経営協定についても協定済みというようなことでございます。

以上です。

○議長（林 修三君）

それでは、順次質問を許します。

最初に、公明党、鯨井眞佐子議員の個人質問を許します。

○鯨井眞佐子君

公明党の鯨井眞佐子でございます。

私は防災、榎戸駅、ごみの減量化についての3項目にわたって、ご質問させていただきます。

質問事項1、防災について、お伺いいたします。

非常時における防災訓練は全市一斉で行うべきであると、その必要性から、かつて質問いたしました。市内には広い農地、空き地があり、災害時には一時避難には事欠くことはありませんため、執行側にも緊迫感が感じられませんでした。さきに起きました東日本大震災は、本市では大きな被害がなかったものの、停電、また断水、そしてガソリンを求める長い

列ができたりと、災害に強いと言われる本市でも、いざというときの対応を考えさせられる事件であったかと思えます。去る2月16日に行われました総合防災訓練は、それぞれの機関、団体に声かけのもと、市で一本化して行われましたことに高く評価するとともに、今後の防災意識、防災訓練にどうつなげていくのか、期待するものであります。

要旨（1）2月16日の防災訓練について、お伺いいたします。

①この防災訓練で全職員の何割の人が緊急時に対応できたのでしょうか。

②防災訓練の実施により、問題点と、見えたものはあるのか、お伺いいたします。

③今後の取り組みはどうしていくのか、考えを伺います。

要旨（2）防災無線について、お伺いいたします。

防災無線が聞こえづらい、また、家の中にとくとく聞かれない等の声を多くいただいております。また、その反対に、音が大きくてうるさい、眠れずに困っているとの声もいただいております。防災無線のあり方について検討していく必要があるように思います。家庭でも聞くことができる防災ラジオを各戸に設置を望むが、その取り組みはいかがか、お伺いいたします。

要旨（3）防災用に新設された非常用電源ですが、どのくらいの容量で、電源としてどのくらい機能するのか、お伺いいたします。

要旨（4）ヘルプカードとは、障害や難病を抱えた人が必要な支援をあらかじめ記しておく、緊急時や災害時などの困った際に提示して、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするというものですが、本市でもこのヘルプカードの活用を望むが、その取り組みはいかがか、お伺いいたします。

質問事項2、榎戸駅についてですが、榎戸駅東口改札は、地元の方々にとっては長年の夢でありました。やっと、その工事が本年度着工される運びとなり、市民の方々は大変喜んでおります。そこで、お伺いいたします。

要旨（1）平成26年度の事業の進捗はどのくらいと考えているのか。

要旨（2）西口駅前広場及び東口の送迎車の待避所の広さはどのくらいになるのか。

要旨（3）事業計画における補助金や交付金の活用はどのように行っていくのか、お伺いいたします。

質問事項3、ごみの減量化について、お伺いいたします。

クリーンセンター建設当時はごみは、リサイクルされておらず、人口増加、ごみの排出量ともに推計は大きな数字が掲げられておりますが、クリーンセンター改築から11年が過ぎ、分別収集が進み、随分とごみは減量されておりますが、焼却炉また最終処分場の延命化をしていくためには、まだまだもう一歩のごみの減量が不可欠であると考えます。

そこでお伺いいたします。

要旨（1）焼却灰、飛灰はどこで処分し、処理費用はどのくらいなのか。

要旨（2）焼却灰、飛灰の処理費用を減額するため、可燃ごみの減量化が必要と考えるが、過去5年間の推移はいかがか、お伺いいたします。

以上で1回目のご質問とさせていただきます。明快なるご答弁、よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、防災について、答弁いたします。

(1) ①②③までは関連がございますので、一括して答弁いたします。

2月16日に実施をいたしました平成25年度八街市総合防災訓練の訓練項目の1つとして、職員の非常招集訓練を実施したところ、地震発生の午前6時50分から午前8時30分までに、災害対策本部の本部員を含め、484名の職員が参集いたしました。全職員550名に対する参集者の割合につきましては、87.2パーセントという結果でございました。今回の防災訓練の実施により、これまで以上に職員の防災意識の高揚を図る必要があることを認識したところでございます。

また、今回の訓練では、訓練に参加していただいた希望ヶ丘区の皆様の防災意識の高さや、各区の役員の皆様の防災に対する関心の高さを、改めて認識させていただきました。今後におきましては、山口議員に答弁を申し上げましたとおり、職員のさらなる防災意識の高揚と、体制の整備を図るため、職員向けの資料配付、説明会、研修会等を実施するとともに、防災訓練を毎年実施していきたいというふうに考えており、3月には説明会を実施し、職員携帯用の災害時行動マニュアルの配布を予定しているところでございます。

また、市民向けの防災訓練につきましても、開催する地域を変えながら、テーマを決めて、毎年実施していく予定であり、訓練を通じまして市民の防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

次に(2)①ですが、本市の防災行政無線の運用につきましては平成5年度から実施しており、平成24年度には親局をデジタル・アナログ併用に、また46局ある子局のうち、市指定の避難場所で避難施設のある16局について、デジタル化の更新工事をいたしました。この工事により、デジタル化された子局から放送される音声が明瞭になったと思われませんが、台風の接近など風雨の強い場合や、また近年の建物等の構造もよくなり、放送の聞きづらい、また聞こえない地域が現在もございます。このような地域に対し、災害時に市から防災行政無線で情報を配信する際には、防災ラジオが有効な情報手段であると考えております。しかしながら、現在の防災ラジオはアナログ方式のみであり、また、アナログ波からデジタル波への切り替え時期は公表されておりませんが、総務省からもデジタル化への更新を推進しており、今後は全ての防災行政無線をデジタル方式に更新していくこととなりますので、今の段階では防災ラジオの導入については難しいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

なお、市からの情報伝達手段としては、平成24年度からやちまたメール配信サービスを導入しておりますので、広報やちまたやホームページ等で周知を図ってまいりたいと考えております。

次に(3)ですが、現在、庁舎非常用発電機を第1庁舎と総合保健福祉センターの間に、

今年度完成を目指し、建設中であります。機能といたしましては、停電等により商用電源の異常を検出すると、自動的にエンジンが始動し、送電を開始するものであり、第1庁舎、総合保健福祉センター及び第3庁舎の執務室の電灯7割程度と、窓口業務を行うためのパソコンやコピー機等の使用が可能となります。燃料備蓄量につきましては、電力が業務継続における基礎的エネルギーであること、国の基準やガイドラインから、地震による商用電源の復旧に要する時間等を参考に、72時間連続で運転できるだけの燃料タンクを備えております。

次に(4)ですが、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたヘルプカードは、障がいのある方などが携帯し、災害時や日常生活の中で困った時に周囲の方に提示することで、自己の障害への理解や支援を求めるためのカードで、一見、障がい者とはわかりにくい、聴覚障がい者や内部障がい者、知的障がい者などの方が周囲に支援を求める際に有効とされる支援方法であります。本市では、災害時に支援を必要とする障がい者や高齢者への支援策として、災害時における要支援者の安否確認や避難誘導などの支援活動に活用する災害時要援護者名簿を作成し、関係機関と情報共有を図っておりますが、ヘルプカードは災害時に限らず、さまざまなケースで障害のある方などから支援を求めるときに役立つものであることから、今後、他市町村の取り組み状況などにつきまして研究してまいりたいというふうに考えております。

次に、質問事項2、榎戸駅について、答弁いたします。

(1)ですが、基本設計協定が終了し、次の詳細設計協定につきましては、平成25年12月10日付でJR千葉支社宛てに協議依頼し、現在、JR本社にて協議していただいているところでございます。また、工事に関する協定につきましては、平成26年秋の締結に向けまして、あわせて協議中であり、工事についての周知看板を平成26年10月に榎戸駅周辺に設置いたします。

なお、市といたしましては平成26年度において駅周辺の整備用地を取得すべく、現在、土地所有者と交渉を進めているところであります。

次に(2)ですが、現在、改札がある西口広場の整備用地につきましては、JR用地を含めて約2千平方メートルを予定しているところであります。また、東口につきましては、市道104号線の隣接地に約1千平方メートルの送迎車の待避所等を計画しております。また、具体的な利用形態につきましては、広場設計業務において、警察協議等を行い、詳細が決定する予定でございます。なお、広場設計業務につきましては、西口を平成26年度、東口を平成27年度に計画しております。

次に(3)ですが、現在、平成26年度以降の予算計画につきましては、国庫補助対象事業として県と協議し、国へ補助金の要望を提出することとなっております。そこで、平成26年度の榎戸駅周辺整備の計画につきましては、駅周辺の用地購入、西口駅前広場の設計及び西口整備に伴う上下水道管布設工事を補助対象事業として予定しております。

次に質問事項3、ゴミの減量化について、答弁いたします。

(1)ですが、ごみの焼却により発生した焼却主灰につきましては、現在、埼玉県、秋田

県、茨城県内の業者に委託処理しており、支出は、平成23年度で5千580万8千984円、平成24年度が7千617万5千31円となっております。また、飛灰につきましては、現在、茨城県、山口県、秋田県内の業者に委託処理をしており、平成23年度の支出は2千464万8千199円、平成24年度が1千271万3千630円となっております。ただし、平成23年度の支出額のうち4千835万1千512円は東京電力へ賠償請求し、全額支払いを受けており、平成24年度分につきましても同様に賠償請求しております。また、平成23年度と比較し平成24年度の飛灰の支出が低いのは、福島第一原発事故による影響で搬出先での飛灰受け入れが中止となったほか、新規の受け入れ先が困難になったことによるものですが、平成25年度につきましては、薬剤による灰処理設備を設置したことにより、灰の安定した処理を行うことが可能となり、搬出先も確保できている状況でございます。

次に(2)ですが、過去5年間のごみの搬入量を、不燃を含めた総搬入量と可燃ごみだけとに分けて申し上げますと、総搬入量では平成20年度が2万6千33トン、平成21年度が2万5千173トン、平成22年度が2万5千164トン、平成23年度が2万5千596トン、平成24年度が2万5千230トンとなっております。可燃ごみだけの搬入量は、平成20年度が1万9千531トン、平成21年度が2万83トン、平成22年度が2万243トン、平成23年度が2万539トン、平成24年度が2万620トンとなっております。今後、市といたしましては、ごみの減量化に対して市のホームページ及び広報やちまた等を活用し、市民に呼びかけてまいりたいと考えております。

○鯨井眞佐子君

ご答弁ありがとうございました。

少し再質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、防災についてですが、私はいつ、どんなとき、どのような災害が起こるかわからない、そうした中に常にやっぱり防災に対する意識、またそういった日頃の訓練が大事ではないかというふうに思っております。そしてそういったことが、いざというときに役立つんだというふうに思っております。一番、訓練ですごいなと思っているのは消防団ですけれども、本当に消防は日頃から訓練しているから、いざというときに自分の体が動いて、そういった防災、消火活動ができるというふうに、私は思っているんです。そういうことを日常的にというか、やるということは不可能でありますけれども、常にどうしたらいいのか、自分はどうやって動いたらいいのかということが一番大事なことはないかというふうに思っております。

私も八街に越してきて、あまりにも広大な土地なので、自分自身の防災意識が薄れてしまったなということとはとても反省しているんですけれども。移転してくる前は本当に狭い住宅密集地におりましたので、常に子どもたちにも、いざというときには離れ離れになってもどこに集まるとか、そして家庭の中にも常に防災袋を用意して、毎年、乾パンだとか、水だとか、いろんなものを必ず変えるようにして、そして点検してきましたけれども、八街に移転してきてからは、いつでもどこでも避難できるというような、そういった本当に安易な考え

がこの何十年もありまして、東日本大震災のときにはすごいことだなというふうに感じました。帰宅困難者も随分出ましたし、いざというときに日頃から考えて行動をチェックしていないと動けないものだという事、しみじみと感じさせていただきました。

今、防災訓練を毎年行っていくというようなご答弁がありました。毎年行っていく中で、それぞれの地域を順番にというようなご答弁があったと思いますけれども、今年度は市一本で、希望ヶ丘を中心にやりましたけれども、じゃあ来年は、例えば北学区、その次は中央、実住学区とか、そういう形で、そこだけを特定してやっていくのでしょうか。それとも、今年度みたいに一回、市全体でやるとか。そういうことは考えているのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かにおっしゃるとおり、防災意識の高揚という意味では市民の方々、それから職員を含めて、そこを高めていかなければいけないということは実感しております。そういった意味で今回、初めて市を挙げての総合防災訓練という形をとらせていただきました。ただ、なかなか、全体とは言いましても、市民全員をというようなわけにはいきませんので、今回は自主防災組織がある希望ヶ丘区の住民の方々に協力いただいて、それから避難場所になっているスポーツプラザというのがありますので、一応地区を限定させていただいた中で行ってきたものでございます。

今後でございますけれども、市長答弁でも申し上げておりますように、いろいろテーマがございまして。テーマ別の防災訓練もする必要があるだろうし、やはり実際の災害において力が発揮できるのは、やはり地域の方々の協力なくしてはできないものでございますので、地域に入り込んだ防災訓練をしていく、この必要があるかというふうに思います。

今後、具体的にどこを対象にしていくというのは、まだ計画的に定まっておりますけれども、今年度では自主防災組織がある希望ヶ丘区を選定させていただいたように、特に、今お話がありました八街北小の学区であるとか、実住小学区であるとか、それぞれで防災フォーラムをやっていたり、訓練をやっていたりというところで、かなり意識の高い地域がございまして、まずはその辺の方々の協力をいただいて訓練を行う。それに呼応するような形で私の地区でもやりたいというような声が上がってくれば、それはありがたいことでございますので、そういった形で。まずはそういった、現在、地域で防災訓練等が行われているところ、ここを中心に、まずは進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○鯨井眞佐子君

今のご答弁ですと、防災知識が高い地域から順番にということでありました。それはそれとして、やっぱり各区に、全区に、今回はここでこういう防災訓練をしますというお声かけをしていただいて、そこに、できれば多くの人に参加していただくという形で。そうすれば、私は、今はまだまだ取り組めない地域も、どんどん防災訓練とか、防災意識が高まっていくのではないかなというふうに思っております。そういうことをお願いしたいというふうに思っております。

私もいつも考えているんですけれども、いざ何かあったときに、じゃあ、その住民の

方々の安否の確認だとか、また家の倒壊状況だとか、交通網の状況だとか、そういったことはどうやって把握して、どういう連携を付けていくのかなということが、すごい疑問であるんです、常に。私も地域の中であって、じゃあ地域の中で、要するに町内会に入っていない方がたくさんおります。そういった方の安否確認はどういうふうに今後やっていくのかなとか、そういった具体的なことも考えながら、今後はどうやってそういったことも連携していったらいいのかなということを、すごく自分の中では考えているんですけども。

区の中に入っていないと、回覧板が行きませんので、そこのお家の状況が、どういう家族構成になっているのかとか、そういったことがわからない状況のお家もあるわけです。そういったことで、じゃあ安否確認をそれぞれの地域でやっていったときに、その地域でどういうふうにやっていくのかということも含めて、そういうことも考えていただきたいなというふうには思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かに、おっしゃるように、いわゆる自治会、区への加入の状況が、あまりよくないという中で、自治会に加入している、あるいは区に加入している、していないにかかわらず、やはりここは市としてきちんと体制を整えて、その方たちも含めて守っていかなくちゃいけないということになります。非常に、やはりこういう状況の中で大きな課題というふうに考えております。

例えば避難訓練なんですけれども、先ほど話した八街北小学区での訓練については、区に入っている、入っていないにかかわらず、学校を通じて避難訓練のお知らせをして参加してもらおうというふうな取り組みをされているようなところもありますので、そういったところも非常に参考になるのかなというふうに思います。いずれにしても、私どもとしては共助というところの観点から、非常に地域住民の方々、要するに情報収集も含めて協力いただく必要がございますので、今、各地域に出向いて避難所運営マニュアル、これの策定に向けていろいろお話し合いをさせていただいておりますので、そういった中でも、そういったことについてもご意見をいただくということも考えていきたいなというふうに思います。

○鯨井眞佐子君

ぜひ、私は防災訓練が1つの大きなきっかけになって、皆さんそれぞれ町内会に加入していただければいいなというふうに、希望的観測で思っているんですけども。また、そういう方向性でぜひ取り組みをしていただきたいなというふうに思っております。

あと、答弁の中に3月に携帯マニュアルを配布して、そういった説明会を行うというふうに答弁されておりましたけれども、これは具体的にどういうふうにされるのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

まだちょっと私と担当の方で具体的詳細な打ち合わせをしていないんですけども、職員用の行動マニュアルにつきましては、基本的には初動体制がどのような形になるのかというところを中心に、役割がどのようなものになるのか、そういったものをコンパクトにまとめたような形になるのかなというふうには想定しております、そういったことについて職員

を集めて説明会をして、携帯してもらうような形をとるといふようなことになろうかと思ひます。

○鯨井眞佐子君

要旨4にも関連するんですけども、先ほど答弁の中で、ヘルプカードというのは障がい者だとか、いざというときに助けを必要とする方なんですけれども、市長答弁の中に、名簿を作成して関係機関と連携していくといふようなお話がありました。いざというときに本当にそういう名簿作成といふか、ある程度の情報を地元の人といふか、民生委員さんは当然ご存じなんですけれども、民生委員さんだけでは手が回らない部分があるので、そういった情報をどこかに上げるといふのはとても難しいことかもしれませんが、でも助けを必要とした場合に何かそういった、1人で高齢者の方が住んでいらっしゃるのか、そういったことも含めて、何かどこかでそういった共有の情報がないと難しいのかなといふふうに思うところがあるんですけども、そういう点ではいかがなんでしょうか。守秘義務もありますので、なかなか難しいんですけども、区長さんとか、そこだけに情報をお教えするとか、そういうことも可能なかどうか。民生委員さんだけではなくて。その辺をちょっとお聞きしたいなといふふうに思ひます。

○市民部長（加藤多久美君）

先ほど市長答弁の方で災害時における要支援者の名簿関係についてご答弁を差し上げたところでございますが、ひとり暮らしの高齢者とか老々の高齢者世帯、それと障がい者関係世帯については、本年度に要支援者名簿を作成しまして、必要十分かといふと、ある一部に限定されると思ひうんですけども、その情報については民生委員さん、それと消防署といふことで名簿を共有させていただいたところでございます。

なお、そのほか、例えば地域のコミュニティの中で、39ある地区の区長さんとか、町内会長さんとか班長さんといふことになろうと思ひうんですけど、その辺の共有関係については、やはり事前に高齢者の方とか障がい者の方に同意をいただかなければ、通常ときは、平時のときには個人情報関係がございまして難しいといふのがあります。ただ、災害時には提供できるという感じで災害基本法の方も改正になっております。

ただ、実際に、私どもは名簿を作ったわけですが、この中で、例えばひとり暮らしの高齢者がいて、どなたが、例えば避難所まで支援するといふところまで含めた内容が本来は必要でございまして、なかなか、近所にいないとか、そういう感じで、やはり地域のコミュニティの中で人を避難所まで連れていくといふのが必要になってくることになりまして、平時から名簿を地域のコミュニティの中で共有していただくことが肝心ではないかなと。東北の地震においても、やはりその辺は必要である。名簿の共有についても、今後とも考えていかざるを得ないなといふのは持っております。

以上です。

○鯨井眞佐子君

オレオレ詐欺だとか、いろんなこともありますので、情報があまりにも外に漏れてしまう

ということは私も懸念しておりますけれども、いざというときに民生委員さんだけの手ではどうにも回らないという面があるかなというふうに思ひまして、ちょっとご質問させていただきました。

それでは次に、防災ラジオについてですけれども、これも今デジタル化する、ちょうど過渡期だということで、なかなか、いつそれがアナログからデジタルに変わるかという、はっきりとした、まだ答えが見えないということでありましたので、今後の取り組みとしてぜひ防災ラジオの活用をお願いしたいなというふうに思っております。それは全額が市負担じゃなくて、市で助成金を出していただくとか、そういった形でできていくのが一番いいのかなというふうには思っております。

私は多古町にちょっとお邪魔させていただいたときに、あるとき、急にラジオが鳴って、それが防災ラジオなんだなというふうに私もそこで初めて聞かせていただいたことがあるんですけれども。本当に家の中でしっかりと聞こえますし、高齢者の方でちょっとお耳が遠くなったような方でも本当に安心して家の中で聞けるというのは、私はとてもいい取り組みじゃないかなというふうに思っておりますので、今後デジタル化された折には、ぜひそういった取り組みをお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

次に、榎戸駅について、お伺いたします。

26年度に詳細設計が始まって、秋ぐらいに協定ができるのではないかとというふうに伺いました。その協定ができれば工事がすぐ進むというふうに思っておりますけれども、大体何年頃にそれが完成して供用できるのか、伺わせていただきます。

○建設部長（糸久博之君）

26年秋頃に工事協定ということで、実際に現場に入りますのはどうしても、資材搬入とかになりますのは、やはり27年ぐらいからになってしまうと思います。

また完成につきましては、駅利用しながらということがございますので、ちょっと期間的にはかかるんですが、最終的に全部完成するのは、今の予定ですと平成29年夏頃というふうに見ております。

○鯨井眞佐子君

今の駅を使いながらやるということですので、工事もそんなに一気に進むわけではないので、29年夏ということをお伺いいたしましたので、本当に事故なく、早く、そういう橋上駅ができればいいなというふうに私も思っております。

あと、西口駅前広場が2千平方メートルの大体の予定だというふうに伺っております。そうすると今、交番の方から入ってくる道路がありまして、突き当たりを、榎戸駅を見て右側の方が開発されるのでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

県道の方から入ってきまして、ちょうど正面に今の既存の改札がございます。その目の前はJR用地でございまして、言われました右側ですか、八街寄りの方にロータリー的な広場を考えております。

○鯨井眞佐子君

そこへの侵入の道がもう少し広がる予定はどうでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

現在のところ、進入路につきましては、比較的今も広いんですが、そこを拡幅するような計画は考えておりません。

○鯨井眞佐子君

今はとても狭いので、送迎の方がスムーズにいくような設計をしていただいて、十分に車のターンができるような形でぜひお願いしたいというふうに思っております。

東口ではありますけれども、これは大体1千平方メートル予定すると言っております。27年度に設計ということでありますので、まだちょっと先なのかなというふうに思いますけれども、あそこがもし改札、東口側から上がったとしたら、あそこの渋滞が予想されますけれども、その辺も十分考慮していただいて、ぜひ東口も少し余裕のあるロータリーができればいいなというふうに思っておりますけれども。その点は、希望なんですけれども、いかがですか。

○建設部長（糸久博之君）

現在の計画としましては、待避所的な車寄せを考えておりまして、できれば、脇が市道104号線でごさいますして、両脇にそういったものができればなというふうに考えております。

○鯨井眞佐子君

いろいろ補助金も使ってやっていこうという試みをしていただいております。本当に榎戸駅は皆さんが長い間、待っておいりましたので、ぜひ早期に橋上駅ができればいいなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいいたします。

あと最後に、ごみの減量化について、伺わせていただきます。

ごみの減量化というのは市民の方々にご協力いただかないとなかなかできないことで、大変な取り組みだと思っております。

千葉市でも1つ、若葉区の焼却所が使えないということで、ごみの減量に随分、皆さん、職員の方が朝、JRへ行ったり、スーパーの前へ行ったり、そういった形で市民の皆さん方にごみの減量を呼びかけてきましたけれども、なかなか難しいようです。それでもやっぱりごみが、だんだん、年々減ってきたというふうに聞いております。

私どもの市でも人口は微減、少しずつ減っているんですけども、生ごみなんかも少しずつ焼却がちょっと上がっているような、統計的に見られるんですけども、そういったことでまだまだ皆さん方にしっかりとごみの減量を訴えていかなければいけないかなというふうに思うんです。

野田市でもごみ袋を無料配布して、年間何枚と決まっています、もしその袋を超えてしまった場合には高いお金を出して、ごみ袋を買わなければいけないというような取り組みをやったことがあります。それでごみがとても減量できたというようなことを伺いました。そうしたことによって、八街市でも、ただ、ごみを出せばいいというのではなくて、何か取り

組みをやらなければいけないかなというふうに思っております。

この間、ラジオを聞いていましたら、熊谷市長が、「市民の皆さんはごみは無料だと思って出していращやる」。要するに皆さん方の感覚の中でごみが有料なんだという、税金の中で処理されているという感覚がやっぱり薄いということを言われておりました。本当にそういうことにおいて、私どもも市民の皆さんにしっかりとそういうこともアピールしながら、ごみの減量化を図っていかなければいけないのかなというふうに思っております。

それで私は、特にごみを減量するには、今のままでは、なかなかごみが減量できないのではないかなというふうに思っております。今は週3回ある生ごみの回収日を週2日にしたらどうかというふうに思いますけれども、その取り組みはいかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

確かにごみの減量化については非常に難しい面があるかと思えます。可燃ごみについて申し上げます、大体横ばい。人口は微減ですが、ごみの量については横ばいである。埋め立てを含めまして、リサイクルすることによって不燃等の埋立面積は大きく減ってきている年がございました。近年についても若干減っております。やはりごみの減量化ということにつきまして、可燃ごみについても、いわゆる各家庭での焼却というものについても今はできない、ダイオキシンの問題でできないというようなこともございまして、ごみを減らすというふうなことを広報等でお知らせしても、なかなか減るものではない中で、当方も今もう始めているんですが、先般申し上げました広報等によるお願い、ごみの減量化についてのお願い、あるいはリサイクルについてのお願いということで、従来はそこだけの視点でお願いしていたんですが、先ほどの千葉の市長さんと同じように、ごみはただではない。要するにクリーンセンターにどのぐらいお金がかかっているかということをも市民の方にやはり知っていただきたい。例えば焼却灰に関しても、灰の処理だけで1億円近くかかるんだということをも市民の方に知っていただく。

ですからリサイクル、今の可燃ごみの中に、まだ古紙あるいは雑紙等が相当含まれていると思えます。これをきちんと分別していただくということをもまず第一、このままでできる第一かなということで、広報等を使って、今の数字を市民の方にお知らせし、分別に、よりご協力いただくということをもまず第一に、今始めているところでございます。

○鯨井眞佐子君

ありがとうございます。

私も主婦ですので、本当にごみをいかに少なくして出すかということをも、それぞれの家庭でしっかり取り組んでいかなければいけないのかなというふうに思っております。

ごみ袋が小、大、特大と、3つ、3通りあるんですけれども、特大はとても重宝するんですけれども、ごみ袋の特大をやめたら、ごみの排出量を少し皆さん方もお考えになるのではないかなというふうに思うんですけれども、そういった考えはいかがなんでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

失礼いたしました。先ほど生ごみの回数について、ちょっと答弁を忘れておりました。

生ごみの回収回数を減らす、あるいは今ご提案いただきましたごみ袋の大きさを変えると
いうことにつきましては、行政側で一方的に決めるより、やはり市民の方のご意見を聞いて、
それによって効果があるというようなことが考えられれば十分検討したいということで、今
後その辺についてもご意見を伺いながら、ちょっと検討したいと思います。

○鯨井眞佐子君

どうもありがとうございました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（林 修三君）

以上で公明党、鯨井眞佐子議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、服部雅恵議員の個人質問を許します。

○服部雅恵君

公明党の服部雅恵でございます。

通告に従いまして、順次ご質問させていただきます。

質問事項1、公共交通について、ご質問いたします。

要旨（1）路線バスについて、お伺いいたします。

今年の3月で路線バス都賀線が廃止になります。私も21年前に八街に引っ越してまいり
ましたが、当時は運転免許もなく、都賀線にはどれだけお世話になったかわかりません。乗
車人数が年々減少し、存続が困難とのことで、廃止もやむを得ないこととは思いますが、都
賀線を利用されていた方々にとってはとても大変なことであり、何とかしてほしいとの声も
多く寄せられております。

そこでお伺いいたします。

①路線バス都賀線廃止に伴う利用者への影響について、お伺いいたします。

要旨（2）デマンド交通について、お伺いいたします。

昨年11月に行われたデマンド交通の試験運行、前回ご質問したときはアンケート結果を
集約しているとのことご答弁だったかと思っております。アンケート結果について、市はどのよう
に分析され、地域住民の意見をどのような形で反映させるのか、そこが大事だと思っております。
高齢化が進む今、路線バスは廃止、ふれあいバスも赤字という現状の中、市民の皆さんは通勤、
通学はもとより、通院や買い物等の生活に大変不安を抱いております。以前から公共交通網
の整備を求める声が多く寄せられておりましたが、とりわけ自家用車を利用されない高齢世
帯においては深刻な課題です。本当に困っている交通弱者の方々に寄り添う取り組みが望ま
れます。

そこでお伺いいたします。

①試験運行のアンケート結果について、お伺いいたします。

②デマンド交通を含め、今後の公共交通の本市としての取り組みについて、お伺いいたし
ます。

質問事項2、教育について、ご質問いたします。

要旨（１）読書の普及について、お伺いいたします。

子どもにとって読書とは、豊かな感性や考える力を育み、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。テレビやインターネット、携帯電話等、子どもたちを取り巻く環境が急激に変化する現在、読書の重要性はますます高まっているのではないのでしょうか。公明党の推進で、朝の１０分間読書運動に取り組む小・中・高校は全国２万７千校を超えております。

さらに今、各自治体で取り組みが進められているのが家読です。読書を通して家族のきずなを深める、家庭読書に焦点を当てたものです。

１月に文教福祉常任委員会と経済建設常任委員会合同の視察研修で埼玉県三郷市に行かせていただきました。三郷市では日本一の読書のまち三郷づくりを掲げ、市民総ぐるみの読書活動の推進に取り組まれておりました。家読は家族の心と心を結び付ける大切な役割を担っているのです。子どもたちが読書環境に触れる機会を整え、家読を推進することはとても重要なことだと思います。

また、三郷市では図書館で親子感想文講座を開いたり、市内小学校を回り、ブックトークを行い、読む気にさせる取り組みをするなど、図書館と学校の連携も素晴らしいと感じました。

また、ほかの自治体では近年、活字離れが指摘される中、市民に読書に親しんでもらう取り組みの１つとして読書通帳を導入する動きも見え始めています。この取り組みは借りた本の履歴を目に見える形で残すことによって、子どもを中心に、市民の読書の意欲を高める効果が期待されています。

そこでお伺いいたします。

①本市における「家読」の取り組みについて、お伺いいたします。

②学校と図書館の連携について、お伺いいたします。

③読書意欲を高めるため、読書通帳の導入を求めるが、いかがか。

要旨（２）スクール・ソーシャル・ワーカーについて、お伺いいたします。

スクール・ソーシャル・ワークはちょうど１００年前のアメリカにおいて、登校などに課題のある生徒に適切な支援を行うためには、その背景を正しく理解することが不可欠であり、そのためには学校と家庭とを視野に入れた活動が不可欠であるとして導入された訪問教師にそのルーツがあるとされています。今、子どもたちを取り巻く環境の急激な変化がいじめ、不登校、暴力行為、非行といった問題行動等にも影響を与えています。

平成７年度から文部科学省では、児童・生徒の心の問題をケアするため、臨床心理の専門家であるスクール・カウンセラーの導入を進めてきました。しかし、こうした心の問題とともに、児童・生徒の問題行動等の背景に家庭や学校、友人、地域社会など、児童・生徒を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合い、特に学校だけでは解決困難なケースについては、積極的に関係機関等と連携した対応が求められています。文部科学省ではこうした生徒指導上の諸課題に対応した効果的な取り組みを進めるため、一部の地域で活用されていた社会福祉等

の専門家であるスクール・ソーシャル・ワーカーに着目し、平成20年度からスクール・ソーシャル・ワーカー活用事業を展開しています。

私たち公明党市議団は1月に大阪府摂津市に視察に行かせていただきました。摂津市でも不登校や問題行動が深刻な状況にあり、平成20年度に市費で1名のスクール・ソーシャル・ワーカー・サポーターを、府費で1名のスクール・ソーシャル・ワーカーを配置、平成22年度には府費で1名、市費で4名のスクール・ソーシャル・ワーカーを配置。ケース会議で見立てを共有し、役割分担して長期的な支援を行った結果、家庭での児童の居場所が確保されるなどの変化が見られ、登校できるようになったり、落ちついた生活が送れるようになったりと、大きな効果を上げていました。

そこでお伺いいたします。

①不登校や問題行動に対する早期対応や環境改善を図るため、スクール・ソーシャル・ワーカーの導入を求めるが、いかがか。

質問事項3、子育て支援について、ご質問いたします。

要旨(1)ブックスタート事業について、お伺いいたします。

公明党の推進により導入されたブックスタートは、赤ちゃんの10カ月健診のときにボランティアが読み聞かせを行い、絵本をプレゼントしています。新宅議員と私もボランティアをさせていただいていますが、赤ちゃんが目を輝かせて絵本を見ている姿、また、そんな赤ちゃんを見守るママやパパの優しいまなざしを見ていると、とてもうれしく、優しい気持ちになります。この事業を導入していただき、本当にありがとうございました。

今、絵本は「じゃあじゃあびりびり」をプレゼントしていますが、年齢の近い兄弟がいるお母さん方より、また同じ絵本ですかとの声も聞かれます。何年かごとに絵本を変えたり、兄弟には違う絵本をプレゼントすることができたらいいのではと思います。

そこでお伺いいたします。

①導入から2年、活動の状況と、保護者の声はいかがか。

②プレゼントする絵本は何年かごとに変えていくのか、お伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。明快なるご答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長(林 修三君)

会議の途中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時10分)

○議長(林 修三君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。

林政男議員より、一般質問するにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付し

ておきました。

以上で報告を終わります。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、公共交通について、答弁いたします。

(1) ①ですが、平成25年4月18日及び19日の平日2日間において、ちばフラワーバスが実施した乗降調査では、八街駅から都賀駅までの利用者は、乗車・降車ともに、都賀駅行きが1日平均77人であり、八街駅行きが1日平均63.5人でありました。そのうち八街市域における1日平均の利用者としては、都賀駅行きで、乗車が62人、降車が38.5人であり、八街駅行きで、乗車が24.5人、降車が41.5人でありました。都賀線が1日8往復でありますので、八街市内において、1便平均にしますと、都賀駅行きで、乗車が7.8人、降車が4.8人、八街駅行きで、乗車が3.1人、降車が5.2人となります。また、八街駅を利用されている方は、1日あたり、乗車で18.5人、降車で14人でありました。

ちばフラワーバスの都賀線が廃止に至った経緯といたしましては、赤字路線でありますので、国、県、沿線4市の補助金を受けても年間500万円ほどの損失額が生じており、仮に国庫補助路線の基準となる輸送量が基準人員を下回り、国庫補助が受けられなくなった場合は年間約800万円の損失額が生じること、また、JR総武本線と並行して運行していることから、これ以上の利用客の確保が望めないとのことでありました。国、県、沿線4市、バス協会、事業者間で、存続に向けた協議を行ってまいりましたが、最終的には廃止の結論に至ったものでございます。

市といたしましては、交通空白地域が生じないように、また利用者への影響にも配慮いたしまして、暫定的な措置ではございますが、ふれあいバスの中コースのルートを佐倉市境付近まで延長し、折り返し運行を行う予定であり、2月7日に開催されました八街市地域公共交通協議会においても、改正の承認をいただいたところでございます。

なお、ダイヤ等の改正につきましては、都賀線が廃止となる4月1日からを予定しており、市といたしましては、現在、改正に向けた準備を進めております。

次に、(2) ①②につきましては関連しておりますので、一括して答弁いたします。

平成25年11月18日から27日の10日間で実施いたしましたデマンド交通試験運行でございますが、総登録者は29人、予約件数は50件、延べ利用者数は49人で、実利用者数は19人でありました。乗車される方の区域としましては、希望ヶ丘区の14件が一番多く、次いで西林区8件、夕日丘区6件でありました。目的地としては、八街駅南口が13件と一番多く、次いで市役所が8件でありました。

アンケート調査につきましては、13人の方から回答をいただきました。回答者の多くが60代以上の方であり、3割以上が無職と回答、半数の方が免許を保有していないとの回答でありました。デマンド交通の満足度では、9割以上の方が満足。ふれあいバスとデマンド交通ではどちらが利用しやすいかとの問いでは、9割の方がデマンド交通と回答しておりま

す。しかし、多くの方に利用していただくため、運賃を無料として実施したにもかかわらず、実利用者は19人と少なく、アンケートを含めて、データが不足しているのは否めないところであります。

また、仮に1回の運賃を300円と仮定いたしますと、今回の運賃収入は、1万4千700円となり、委託料66万1千500円と比較しますと、収支率は2.2パーセントとなります。導入にあたり、多額の市の負担が想定されることもあり、今回の試験運行をもって、早期のデマンド交通導入との結論には至りませんでした。今後も引き続き、市民のニーズ等を踏まえながら、公共交通の検討を行ってまいりたいと考えております。

今後の本市における公共交通の取り組みでございますが、2月7日に八街市地域公共交通協議会を開催し、今回の試験運行結果等を踏まえた八街市地域公共交通総合連携計画案につきまして承認を得たところであり、2月20日から3月5日までの2週間、パブリックコメント手続を実施しており、市民の皆様からのご意見を伺っているところでございます。

計画案の概要といたしましては、公共交通の再編、乗継拠点の整備、地域主体の公共交通再編の仕組み、公共交通利用促進に向けた啓発等、公共交通の確保・維持に向けた取り組みなどであり、具体的には、年次計画により検討していくこととなります。

市といたしましては、パブリックコメント手続を経た後、八街市地域公共交通協議会に諮った上で、計画を決定する予定であり、この八街市地域公共交通総合連携計画を基本に、今後の公共交通施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3、子育て支援について、答弁いたします。

(1) ①ですが、ブックスタート事業は平成24年4月に開始しており、この事業は絵本を通じて、乳児とその保護者に親子のふれあいや、乳児の心と言葉の発達を育むことを目的として、10カ月乳児相談のときに読み聞かせボランティアの方に、配布した絵本の読み聞かせをしていただき、親子で絵本を読む楽しさ、大切さを伝えております。

平成24年度に行ったブックスタート事業に関するアンケート調査では、ブックスタートについてどう感じたかという質問に対し、よかったとの回答は84.6パーセントという結果であり、大変好評であると受けとめております。また、絵本の読み聞かせをするようになったかという質問に対し、するようになったとの回答は46.2パーセント、既に読み聞かせをしていたとの回答が33.7パーセントで、合わせて79.9パーセントの方で読み聞かせが習慣となっておりますので、事業の効果があらわれていると考えております。

次に②ですが、ブックスタートの際に配布する絵本につきましては、現在は「じゃあじゃあびりびり」というタイトルの絵本を選定し、イラスト・アドバイス集や子育て支援センターが発行する「にこにこだより」、図書館の利用案内などと合わせて配布しております。この絵本は、丈夫である、手頃な大きさである、言葉の響きを楽しめる、手頃な価格であるなどの理由から、赤ちゃん向けの絵本としてふさわしいものとして選定しております。しかしながら、年子に兄弟がいる場合には同じ絵本が配付されるため、違った絵本が欲しいといった意見も聞かれます。

今後につきましては、このような意見を踏まえまして、他の絵本と、予算の面も含めて、さまざまな面から比較検討していきたいと考えております。

○教育長（加曾利佳信君）

質問事項2、教育について、答弁いたします。

(1) ①ですが、家読は家庭読書の略語で、家庭ふれあい読書を意味します。家族で本を読んでコミュニケーションし、家族のきずな作りをすることを目的としています。教育委員会では、やちまた教育の日月間が始まった平成22年11月から、図書館に家読お勧め本を紹介するコーナーを常設して普及に努め、さらに平成23年4月から、図書館ホームページの今月の展示図書の中に家読の本コーナーを作り、家読リストを公開して、読書普及に努めております。

次に②ですが、現在行っている連携事業としては、市内小・中学校図書主任会議に司書を派遣しての情報交換会、学級文庫サービス、学校授業支援、学校図書室の管理運営相談、小学校1年生に対する出張お話し会や職場体験の受け入れを行うなどして、学校と図書館の連携を行い、読書の普及に努めております。

次に③ですが、読書通帳とは個人個人が読書した記録を、貯金通帳のような形で、自分の読書状況を把握できるものだと認識しております。この読書通帳を導入している先進市に状況を確認したところ、実施にかかる費用として、約500万円以上かかっているとのことでした。現在の八街市の財政状況を考えますと、すぐに導入することは難しいと考えております。

なお、読書通帳ではありませんが、図書館で夏休みを利用して実施していますジュニア司書養成講座において、家族みんなの読書記録を記入する家読ノートを作成し、家族ふれあい読書を進めておりますので、家読ノートの利用を働きかけて、読書通帳と同様の役目が担えるのではないかと考えております。

次に(2) ①ですが、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境に働きかけたり、学校や関係諸機関との連携を行ったりするスクール・ソーシャル・ワーカーは、現在、全国的に注目されています。本市では各学校の管理職の指導主事が、市及び県費カウンセラーの環境調査のために関係諸機関とのコーディネートを行い、スクール・ソーシャル・ワーカーの役割を果たしております。必要に応じて、支援のために関係諸機関とのケース会議も行っています。スクール・ソーシャル・ワーカーの配置につきましては、本市の児童・生徒の家庭環境を考えると必要と思われますが、本市の財政を踏まえて検討していきたいと考えております。教育委員会としましても、学校を中心に児童・生徒に丁寧に関わりながら、不登校や問題行動に対する早期対応や環境改善に、今後も取り組んでまいります。

○服部雅恵君

ご答弁ありがとうございます。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、路線バスはわかりました。乗る人が本当に減ってきているという現状がよくわかり

ました。そうすると、都賀の方にバスで行くというのはもう不可能ということではよろしいのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど市長が答弁申し上げましたように、都賀線の廃止に伴いまして、ふれあいバスの延伸、これを考えているということでございますけれども、これにつきましては佐倉市境までということでございますので、その先については私どものふれあいバスでは対応できるような状況にはなっていないということでございます。

○服部雅恵君

わかりました。

そうなりますと、やはりデマンド交通の必要性がさらに高まっているかなという気がするんですが、今後さらなる試験運行の予定というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

試験運行を先般行ったわけですが、この試験運行については、ほぼ全額を国庫補助によって実施しております。期間も10日間というようなことございまして、先ほども申し上げたとおり、なかなか、その中で検証するのも難しいというような状況でございます。また実証実験をするとすると、期間の問題、もっと長くというようなことを考えますと、なかなか市単費で行うということについては難しいのかなというふうに考えております。

デマンド交通につきましては今、パブリックコメントですか、これを行っております、公共交通の総合連携計画の中での位置付けとして、デマンド交通について、何というんですか、明確な位置付けはしておりませんが、基本的に新しい公共交通システムの検討を行うというようなことの記載がございます。そのスケジュール的なものとして、平成26年、27年度に新たな公共交通システムの導入の検討を行うということで、括弧書きではございますが、実証実験の検討を含むというような記載がございますので、この協議会の中でその辺、実証実験を行うかどうかということも検討していただきたいというふうに考えております。

○服部雅恵君

確かに10日間では、先ほども13人からのアンケートということで、それだけではやっぱり八街市内全域のことはつかめないかなと思いますので、新しい公共交通を含めて、本当に真剣にこれからのことを考えていただきたいと思います。高齢化が進んでいますので、高齢ドライバーによる事故も年々増えていると伺っています。車を手放してしまうと、もう動きがとれないというのが現状だと思うんです。車を手放しても安心して生活ができる、そういう八街市にしていかなければ、本当に住みよいまちとは言えないかなと思いますので、ぜひその辺、前向きに進めていただきたいと思います。

例えば自治会とか町会でバスを走らせて、そこを市が支援したりとか、そういうところも若干出てきているようなんですが、それも公共交通協議会の中で、お話し合いの中でなされていくのか、パブリックコメントもありますので、あるのかなと思うんですが、そういう構

想とかはあるのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今、パブリックコメントを行っています地域公共交通総合連携計画の中で基本的な方針、公共交通施策を推進するための基本的な方針としては、市が目指す公共交通体系の将来像、これを誰もが利用しやすい、地域とともに育む持続可能な公共交通の実現、これを将来像というように位置付けております。

計画の目標として持続可能な公共交通の考え方の中で、地域住民が運行主体となって維持していく交通の育成に努めるというような記載もございます。そういったことも含めまして、地域にはそれぞれ特性がありまして、公共交通に関するニーズ、これも異なるというような状況がございます。持続可能な公共交通とするためには市民の皆さんに関心を持っていただかなければならないということございまして、経費負担をどうするかといったことも含めて、その地域の主体性、それからニーズに沿った実施、こういったことが必要になろうかと思っております。

また、計画の中では地域住民が運行主体となるということの中で、公共交通の再編の仕組み作りに関する事業として、地域での公共交通のあり方について検討する組織、これについても育成していくんだというような記載がございますので、ぜひ、こういった組織作りにあたりましては、また、地域の皆様方のご協力をいただきながら、地域のご意見も聞きながら、そういったところの検討を進めていく必要があるんだろうというふうに考えているところでございます。

○服部雅恵君

ありがとうございます。地域の中でも役に立ちたいと思っていらっしゃる方がたくさんいると思いますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思っております。

パブリックコメントのバス改正の周知徹底はどのようにされるのでしょうか。パブリックコメントはどのように皆さんに周知徹底を。

○総務部長（浅羽芳明君）

このパブリックコメントでございますけれども、先般、議員の皆様方にはご説明申し上げたとおりでございます。2月20日から3月5日までということで、場所については市役所の企画課、公民館、図書館、またはホームページで行うということで、これについては基本的には広報であるとか、ホームページで周知しているところでございます。

○服部雅恵君

各区長さんとかに個別にご連絡したりはしないのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

ちょっと確認ができませんけれども、特別にそういったことはしていないと認識しております。

○服部雅恵君

やはり広く声を聞かなくては、皆さんの声は届かないと思うんです。今回のデマンドにし

でも、よくわからなくて使わなかったという声も聞きますし、その辺でどこまで皆さんに周知徹底できるか。実際に本当に困っていらっしゃる、バスに乗らなければ動けない、そういう人の声を拾わなければ、やはり進んでいけないと思うんです。ぜひその辺も多く、本当に多くの声を聞こうという姿勢があるのでしたら、きちんとその辺の徹底の方をお願いしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

次に、家読ですが、家読コーナーを設けているというご答弁をいただきました。三郷市では各学校に、今言われたように家読のコーナーがあって、親子で感想を記入したりというコーナーも作っていました。また、家読郵便コンクールというようなことも行っていて、例えば、お子さんが、こういう本を読んで楽しかったよというお手紙を親に出して、親もその本を読んで、それに答える。そういうコンクールも行っていて、とても何か楽しいなど、見て思ったんですけれども。

ただ、こういう家読の本がありますよという紹介だけじゃなくて、みんなが楽しくなる、読みたくなる、そのような取り組みをしていけたらいいのかなと思うんですが、今後の取り組みについて、何かありましたら教えてください。

○教育次長（長谷川淳一君）

申し訳ありませんけれども、具体的に家読に関して、具体的な取り組みというのは今現在考えておりません。図書館におきまして22年度に家読コーナーを設け、23年度からホームページ上で家読コーナーを作り、家読リストを公開して読書普及に努めているという現状でございます。

今後ですけれども、あとは学校の方で家読を広めるということが必要ではないかなというふうには考えております。学校図書館司書も予算確保できましたので、学校図書館の環境整備をすることによって、家読に適した本を子どもたちに紹介して広めていくというようなことを考えていきたい、というふうに考えております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。本当は司書のこともお聞きしようと思ったのですが、学校司書さん4名ということで、とてもうれしく思います。今おっしゃられたように本当に学校の図書室が、みんなが本を借りたくなる、読みたくなる、そんなふうに生まれ変わって、家読もどんどん進んでいったら、やはり木村議員もおっしゃられたように、千葉県一の読書のまちというような形になっていけたらいいなと期待しておりますので、よろしく願いします。

あと、子ども司書の話がさっき出ていたのですが、子ども司書はどのような活動をされているのでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

ジュニア司書でございますけれども、人数から申し上げますと、第1期生が9人、第2期生が13人、第3期生が13人、合計35人がジュニア司書の認定を受けております。

どういう活動を考えているかということでございますけれども、図書館担当の教員や図書館ボランティアの方々と、また新年度4人配置予定の学校図書館司書と連携して、子どもた

ちの活躍の場が無理なく、あくまでも自主的な活動として実現するような、どのような活動の機会が可能であるか、今後検討していきたいというふうに考えております。

○服部雅恵君

本当に子どものうちから読書、またいろんな本に親しむというのはすばらしいことだと思いますので、せっかく養成講座で誕生した子ども司書さんたちにぜひ活躍の場を広げていただけたらいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、ソーシャル・ワーカーについてということなんですけれども、指導主事さんたちがケース会議を行っているということがあったのですが、どのような内容というか、いろいろ内容はあるんでしょうが、どのような方たちでこの会議は行われているのでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

ケース会議でございますけれども、全体会議といたしましては、今年度、今までで24件開いております。参加メンバーでございますけれども、児童相談所、それから児童家庭課、社会福祉課、市のカウンセラー、主任児童員、それから児童クラブの関係の人、こういった、いろいろと多岐、多種にわたって参加していただいているわけでございますけれども。ケース会議の内容といたしましては、不登校問題が一番多い。あとは経済的困窮に伴った子どもの問題ですとか、親御さんが精神的に病んでいるというような家庭の問題ですとか、いろんな、多岐にわたった内容だというふうに聞いております。

○服部雅恵君

先ほど、スクール・ソーシャル・ワーカーの役割を指導主事さんが果たしているというお話もあったのですが、本当に専門的知識を持った方に入っていただいて、少しでも不登校、また問題行動のお子さんが少なくなればいいのかなと思っております。いじめ対策等総合推進事業ということで予算化されております、国で予算化されていますし、あと県でも募集がかかっていますので、少ないですけど、そういうものを利用することはできないのでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

今のところそういった予定はございませんし、その辺の情報も私はよく知りませんので、勉強させていただきたいと思います。

○服部雅恵君

しっかり勉強していただいて、本当にそういう方に入っていただいて、少しでも不登校がなくなればうれしいことですので、そういう国の制度、また県の制度をしっかりと活用していただいて、できたらスクール・ソーシャル・ワーカー配置ができたらいいいのかなという思いがしております。

では最後、ブックスタートなんですけれども、先ほどよかったという声、また読み聞かせするようになったという声が聞かれて、とても私たちもうれしく思っております。10カ月検診に来られないお子さんに対しては、どのようにしているのでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

お答えする前に、服部議員さんと新宅議員さんにつきましては、本事業にボランティアとして協力していただいて、担当部長として御礼申し上げる次第でございます。

実際にこのブックスタート事業は24年から開始しまして、10カ月乳児相談時にやっているわけですが、大体、10カ月乳児相談の出席というか、来所率は約8割ということになっておりまして、残りの2割の方については、絵本については今現在、行き届いていないというのが現状でございます。

○服部雅恵君

体調が悪くて来られない方もいるかと思うんですが、そうじゃなくて来られない、そういう方のところをやはりご訪問したり、そういうことを行っていかないのでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

他市の状況をちょっと私が2、3見たところによると、やはり家庭訪問によってパックを渡すというような市も、現実的にあります。例えば訪問する主任児童員さんの協力を得るとか、あと職員の保健師さんが行くとか、実際の家庭訪問によって渡すということも何市かでは実施しているという、私も情報はつかんでおりますが、そういう実施体制ができるかどうかというのは今後検討させていただきたいということで、私たちとしては、現実的には、今すぐできるというお答えはできませんけれども、検討課題とさせていただきたい。そのように考えているところでございます。

○服部雅恵君

ぜひ来られない、そういう親御さんの方が、やはりいろんな子育て支援ということでは手を差し伸べていった方がいいのかなという気もしておりますので、ぜひそういうお子さん、親御さんへの対応もこれから行っていただければと思います。

絵本の方ですが、先ほど検討していただくということでご答弁いただきました。ぜひ、ご兄弟には違う本が届いたらいいのかなと思っておりますので、その辺もどうぞよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（林 修三君）

以上で公明党、服部雅恵議員の個人質問を終了します。

次に、やちまた21、林政男議員の個人質問を許します。

○林 政男君

今回は、私は、通学路の整備と交通アクセスの改善の観点から質問いたします。

まず、通学路の整備の問題でございます。

近年、文部科学省は児童・生徒の安全を図る意味から通学路の緊急点検の通達を出し、問題点のある箇所については速やかな改善を図るように指示しました。八街市においても、それを受けて、緊急にできる改善箇所については既に実施済みであります。残された中・長期の問題について、今回は質問させていただきます。

一問一答方式にはまだ私も慣れませんので、道路問題を全部やってから個々にあたるのか、

それとも一つ一つやった方がいいのか、迷っておりますけれども、今回は一つ一つやらせていただきます。

1番目は、県道岩富山田台線の沖十文字から山田台までの歩道整備の問題であります。

この道路は既に沿線地権者の第一義の同意をいただき、千葉県知事宛てに同意書を添付して要望書を提出済みでございます。そこで、市当局におかれましては、その実現に努力いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

県道の道路管理者である千葉県印旛土木事務所に確認しましたところ、八街市内の他路線の歩道整備を鋭意努力しているところであるとのことでした。本市といたしましても、他路線の進捗状況等を見ながら、要望を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○林 政男君

昨日、加曾利教育長の方から、二州小学校が長年にわたり交通安全に努めてきたということで、平成25年度に文部科学大臣賞を受賞いたしました。これは昨日、教育長の方からお話がありましたように、千葉県安全指導員でもあらせられます大野豊様をはじめとする指導員の方々の努力の賜物ではないかというふうに認識しております。

現在、沖分校の子どもたちの5、6年生のほとんどは、ふれあいバスで通えるようになっているんですけども、実際は100パーセント近くが自転車通学で二州小学校本校の方に通っています。教育委員会の立場からですと、やはり児童の安全を考えると県道に歩道整備が必要かと思えます。ご存じのとおり、小学生については自転車で歩道を通りしても道交法違反にならないということでございますので、教育委員会としても関係機関に歩道の設置の要望をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

二州小学校沖分校では、昨日もお話ししましたように大野豊様をはじめとして、多くの方々のご協力をいただきまして、交通指導、安全指導を行っているところでございます。そこでの指導の内容につきましては、なるべく大きな大通りへ出て、歩道を自転車で走るというふうに指導しているかと、今認識しております。その辺も含めて、やはり子どもたちの命に関わることでありますので安全第一を考えるとという立場で、いま一度、大野様を含めた警察、そして学校等と検討させていただきたいなと思っております。

以上です。

○林 政男君

今おっしゃられた中で、子どもたちは歩道を自転車で走っているのではなくて、車道を現在通行しております。時々、後ろから見ているとヒヤリとする瞬間もございます。その中で、子どもたちはよく頑張っているなというふうな認識をしているところでございますけれども、これから県当局等に働きかける際、そういう子どもの安全の観点から、ぜひともご協力を賜

りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

次に、国道126号と県道289号、これは岩富山田台線のことですけれども、交差点改良の事業の進捗状況はどうなんでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

当該箇所につきましては、現在、用地取得にあたりまして、一部の地権者のご理解が得られない箇所があるために事業がストップしている状況でありますので、本市といたしましても、今後、国土交通省千葉国道事務所と協議いたしまして、今後も側面から協力できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○林 政男君

この箇所はもう20数年前から実は整備対象路線ということで、当時は建設省ですけれども、改良計画に入っております。途中で事業が一部変更になりまして、それから今の計画が進んでいるわけでございます。

私の聞くとところによりますと、先般、北村市長と山本義一県議会議員が当該地権者を訪問されて、協力依頼を行ったということでございます。その結果について、お聞かせいただきたいと思っております。

○市長（北村新司君）

先般、この件につきまして地権者の方に、八街市選出の千葉県議会議員、山本義一君とお伺いしてお願いしたことは、林議員もご存じだというふうに思っております。この訪問に際しましては、その前段で千葉国道事務所の所長さんとも意見交換会をしております、ぜひ地権者の方のご理解をいただくようなサポートをしていただきたいということがあってのことでございます。あわせて山田台区長さんから、市長、ぜひ行ってくれないかというようにご要請があったので、そうしたことをしてまいりました。地主様からは、るるお話がございましたけれども、結果的にはいい結論がまだ出ていないという状況でございます。

○林 政男君

今、市長が申し述べたように、この箇所については千葉国道事務所の所長が所長決済で、地権者の同意が得られれば所長決済でもうやりますからというふうに述べられております。関係地権者の同意をいただくには、やはり市の担当者がある程度決めていただいて、専門に交渉していただかないと。私が行きました、誰が行きましたということでは、なかなか地権者のご同意がいただけないと思うんです。北村市長も並々ならぬ意欲を持って、沖の右折ラインについては情熱を持っておられます。それを具体的にするには、道路河川課の職員で誰か担当者を決めて、その地権者と専門に個別に対応しないとなかなか、ただお願いしただけでは難しい状況だと思われま。

そこで私のお願いですけれども、道路河川課の職員をどなたか、交渉係というか、専門の交渉係に立てていただいて、このことにあたっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

この箇所につきましては一部の方で非常に協力が得られないような状況でございまして、私が当時、道路管理課のときも交渉していたんですけれども、その当時も市の職員が行っておりました。今のご提案につきましては市の方で専門にということでございますので、また国道事務所の方と協議してまいりたいと考えております。

○林 政男君

市長の方はいかがでしょうか。職員をある程度、固定して。

かつて実際に道路河川課の、当時は道路管理課ですか、管理課の職員が何度もお邪魔して、ご協力を得たいということでお邪魔しておりました。かなりいい線まで行ったんですけれども、やっぱり担当者が変わっちゃうと、また一から出直しということで大変難しい状況でございます。ぜひ、この問題を解決するには専門の職員、担当職員を決めていただいて、その方にお骨折りいただくのが一番の近道かと思うんですけれども、市長いかがでしょうか。今の部長の話だと上司と相談してということですから、上司、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

この件に関しましては、八街市選出の山本義一県議も相当、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所に行って、いろんな面で相談、ご意見を聞きながら、交渉しているという話を聞いております。そうしたことも含めまして、今、担当からも話がありましたけれども、総合的に判断して、地元の区長さん、地元選出の議員の皆様のご意見も聞きながら、どれがベストかということをしかりと結論してから、そうしたことを決めていきたいというふうに思っております。

○林 政男君

市長のおっしゃるとおりだと思うんですけれども、そういうふうにしてもう10年でして、千葉国道事務所は地元さえ了解してくれば、いつでも予算を付けて執行しますとおっしゃっているわけです、千葉国道事務所所長は。そうすると地元の同意は、県からすると、八街市さん、申し訳ないですけれども、地権者のご協力が得られるように頑張ってください。同意が得られれば直ちに事業を執行するというふうに、右折ラインを作るというふうにおっしゃっています。関係地権者のほとんどが、用地買収も含めて、90数パーセント以上の方がもう同意されておりますので、あと一息なんです。

今、市長がおっしゃられたように、地元の議員、地元の区長、いろいろおりますけれども、かなりやってきたのです。これから先、ある程度の決裁権のある人が行かないと。例えば私が行って、こうしますよ、ああしますよということではできないわけですから、それなりの立場のある人、決済のできる人が行かないといけないと思うんです。

その辺、今、総合的に判断されるということでございますけれども、いま一度、市長の意向を受けた職員が熱心にやっぱり説得というか、地権者のご協力を得られるように頑張ってもらわないといけないと思うんですけど、いま一度お願いします。

○市長（北村新司君）

この路線につきましては国道が大変渋滞して、地域住民、あるいはあそこを通行する方々からも長年、何とかならないかという要望活動がございました。そしていろいろな方、先輩議員、先輩区長、先輩地域の役員の方が相当、骨を折ったところでございます。今、林議員からご要望がございました件につきましては大変貴重なご提言でございますので、担当課、あるいは地元選出の山本県議、あるいはいろいろな方に相談しながら、なるべく早い時期に結論を出してまいりたいというふうに思っております。

○林 政男君

ありがとうございます。あとは市長の決断いかんですね。市長が担当職員にこれをやれということであれば、できるというふうに解釈しましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 修三君）

それでは会議の途中ではありますが、ここで昼食のため、休憩いたします。
午後は1時10分より再開いたします。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（林 修三君）

再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。

○林 政男君

先ほど質問いたしました国道126号と県道289号線の交差点につきましては、地域住民のみならず、あそこを往来する全ての方の希望だと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、国道126号線から県道八街東金線の二州小学校までの歩道の整備の進捗状況はいかがか、お聞きします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。
道路管理者である千葉県印旛土木事務所に確認しましたところ、当初の整備内容は、全体計画延長が約700メートル、幅員3.5メートルの歩道を両側に設置するというものでありましたが、その後の地元関係者と協議の結果、歩道幅員を2.5メートルに変更しました。そこで、今年の2月16日に第2回目の地元説明会を開催し、再度、事業への協力をお願いしたところでございます。今後は、用地協力が得られた箇所から整備を進めていくとのごとでござひます。

○林 政男君

ただいま市長から答弁ありましたように、当初の両袖3.5から2.5ということでございます。先ほども県道の歩道の問題で申し上げましたけど、2.5メートルでも小学生の場合は歩道を自転車で通行してもいいことになっておりますので、できるだけ早く、速やかに

整備をお願いしたいと思います。

次に、市道116号線、市道210号線、市道114号線の交差点改良の進捗状況を。いわゆる四木の交差点の整備状況について、お伺いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご指摘の場所は優先道路の市道116号線と114号線がカーブし、そこに210号線が接続する変則的な交差点であるため、交差点改良の必要性は十分認識しているところでございます。この交差点改良につきましては、平成22年度に国庫補助金を活用し、事業を立ち上げたところ、関係地権者の協力が得られず、事業の凍結を余儀なくされた経緯がございます。しかしながら、交差点における安心・安全な通行や歩行者等の安全を確保するためには、信号機の設置を伴う交差点改良は絶対に必要と考えておりますので、暫定的な改良にはなりますが、今後は一部設計を見直し、公安委員会の意見を聞きながら、交差点改良の準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○林 政男君

当該交差点も、地権者のご了解が得られれば直ちに実施設計の予算を組むというふうに解釈してよろしいですか。

○建設部長（糸久博之君）

地権者の了解が得られれば、当初の計画どおり実施してまいりたいと思っておりますが、これまでも何回か交渉した中で、なかなかそれができなかったということで、現在は縮小して、あまりかからないような形で考えております。

○林 政男君

当初の基本設計、詳細設計の中でご了解いただいた地権者もいらっしゃるわけです。その辺は全然、今の設計変更には問題ないわけでしょうか。地権者は、こういう設計図でこういうふうになるということでご了解いただいて、一部の敷地を提供していただいた方もいらっしゃるやに聞いておりますので、その辺は、先に協力してくれた方々は問題ないとお考えなのでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

前に協力いただいた方につきましては、今回、詳細設計を縮小しますと多少変わってきますけれども、以前も非常に協力的だったということで、今後もそういう形で説明してまいりたいと考えております。

○林 政男君

次に、主要地方道千葉川上線と市道114号線、市道115号線の交差点改良の進捗状況と、信号機設置に向けた動きはいかがか、お聞きします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

当該箇所の交差点改良につきましては、県と市が連携して行う必要がございます。既に市

では10年ほど前に1度、公安委員会と交差点協議をいたしました。大分時間が経過したために周辺の状況も変わってきておりますので、再度、県と市で再度協議いたしまして、今後の方針を検討してまいりたいというふうに考えております。

○林 政男君

当該箇所については、議会の答弁の中で、県の方がもう用地測量を行うというふうに聞いておりますけれども、間違いはないですか。

○建設部長（糸久博之君）

県道の方の境界査定につきましては終了しておりますが、県道の設計についてはまだ入っておりません。

○林 政男君

今、部長の方から境界の査定、県道の査定は終わっているということですが。

私が聞いているところでは、もう詳細設計が出ておまして、立ち退いていただかなければいけない地権者の、全てじゃないですけども、図面はできているというふうに私は認識しているんですけども、それに基づいていろんな用地交渉に入るところだというふうに聞いているんですけども、今のお話ですとそこまで行っていない、詳細設計ができていないということですか。

○建設部長（糸久博之君）

もうこれは10年ぐらいになりますけれども、市の方で県道を含めた市道部分の設計をしまして、既に警察の方と交差点協議は済んでおりますが、その後10年もたったということで、また現地の方も変わってきておりますので、また再度する必要があるということでございます。

○林 政男君

私の知っている話では、市道114号線から川上小学校が見える、今現況では少し、114号線の方から来た場合には川上小学校が見えないような状況なんですけれども、県の設計では114号線が少し右の方に振れて、正面に川上小学校の入り口が見えるような設計だと思うんです。

115号線の方については、地権者のご協力で歩道ができました。

あとガーデンタウンですか、ガーデンタウンから歩いてくる子どもたちも大変危険なところを今は歩いているわけですけども、ここで、緊急予算で今まで凹凸の激しかった部分について、吉倉地先から笹引に向けて舗装の整備が済んで大変喜ばしいことなんですけれども。

ちょっと認識が違うなと思うのは、あそこに信号機を設置していただくには、114号線の方から少し右に振った形で真っすぐ行く。そうすると何件かのお宅の屋敷にかかるわけですね。そういう図面というふうに認識していますけれども、それは違いますか。私の認識間違いでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

交差点の設計につきましては以前に作ってありますが、それを実施するにあたりまして、

やはり県と一体となって実施しなければなりませんので、県の方でその図面でいいという形でゴーサインが出ないと、その計画では実施できない、これまでは実施できなかったということでございますけれども。これが10年近くたってきまして、状況が変わっている。今、家がかかるということもございましたけれども、うちの方の設計ではそんなに家がかかるような形にはなっておりません。

○林 政男君

これは市の主導でやるんですか。私の知っている範囲では県の方である程度もう図面を引いているというふうに認識していますけれども。県道の改良工事の一環として、あそこの交差点を、普通の十字路ですよ、今は非常に鋭角に曲がらなければいけないのですけれども、大型のトラックやバスが普通に曲がれるような交差点を作るということで、県は考えている。県である程度の概略設計の図面はできていて、その設計に基づいて先ほど査定が終わった、境界の確定というか、そこが終わっているんじゃないんですか。

何か今の部長のお話ですと、まだ市の方の図面が生きていて、県がそれにくっついてくるような話なんですけど、私が聞いている話だと、県がある程度、図面をもう引いているというふうに認識していますけれども。

○建設部長（糸久博之君）

先に設計したのは県でございまして、当時あそこにお店がありましたけれども、そういう関係でなかなかご理解が得られないということで、一時中断しておりました。その後、市の方で114号線を何とか改修したいということで、市の方でもその後に設計しまして、その設計に沿って警察と協議して、それをもとに県の方に持って行って、こういう形でお願いしますというふうな形でございましたけれども、なかなか工事に着手できずにおりまして、それから10年近くたったということで、状況も変わってきてしまったということで、また再度、県の方と協議をしていくということでございます。

○林 政男君

ある程度県との協議は進んでいるんじゃないですか。私の知っている限りでは、地権者にこういうふうになりますけどということで、一部の地権者の方から、そんなにこっちに入ってくるんですかというような声も聞いています。県主導の方が、八街市の財政状況を考えると、県にある程度、主導権を持っていただいた方が財政負担、道路の負担部分で八街市の財政負担が軽くなると思うんです。もうちょっと県の方は進んでいるんじゃないでしょうか。今のお話ですと再協議するという段階に聞こえますけれども、もうちょっと先に進んでいると思いますけど。

○建設部長（糸久博之君）

先ほど申しましたとおり、県が先で、その後に市が作ったということで、別に県が進んでいるというわけではございません。

今、市の負担の話もしましたけれども、県が主導であれ、市が主導であれ、管理区分というのがございますので、それはどちらが作ったとしても基本的には同じような形になろうか

と思います。

○林 政男君

ちょっと自分の認識と違うんですけども、県はある程度、具体的に、地権者の方にある程度の姿というか、それとなくお示ししてご協力を得ている、そういう段階に認識しています。そこは川上小学校、南中の生徒の通学路でありますし、信号機の設置は何としてでも必要な場所です。今部長がおっしゃったように10年来から、あそこに信号機を設置してくれという要望があります。

(「30年だよ」と呼ぶ者あり)

○林 政男君

ありがとうございます。30年からの要望があるそうですので。これはやはり、一日も早く予備設計を終えて、詳細設計も終えて、実施設計に移るぐらいの予定でいかないといけないと思うんですけども。

前に、長谷川市長さんが在職中に、114号線の改良は四木の交差点と吉倉の交差点をまず先行して行く。それが終わった後に114号線全線について道路拡幅も含めて整理するというようなお話を、本会議でもなさっておりました。

先ほど申し上げた116と210と114の交差点については、地権者のご理解が得られないのでいろいろ問題がある。次はこちらの方の、先行的に県道の吉倉の交差点をやるというようなお話で聞いていたのですけれども、私の間違いでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

115号線、川上県道との交差点につきましては、最初に県が作った中で、なかなか用地の進展が見られないということで、市の方では必要最小限にということで設計し直して、警察との協議が済んで、これで県の方に一緒に工事をお願いしようというふうな要望をしていたんですが、なかなか事業化に進まなかったということでございます。それが何年かたってしまったということでございます。

○林 政男君

そうすると、もう詳細設計は終わっていると。ただし時間がたってしまったので、またその辺の見直しも図らなきゃいけないというような解釈でよろしいかと思うんですけど。あそこは重大事故もかなり起きておりますので、ぜひとも働きかけをお願いします。

最後に、通勤・通学客の利便性の向上について、お伺いいたします。

現在、総武本線が単線のために通勤・通学に非常に不便という声が寄せられております。特に登下校、出勤・帰宅時間帯の電車本数の少なさが挙げられております。市当局はこのような声を受けて、朝夕のダイヤの見直しを図り、佐倉駅、千葉駅の接続の改善を進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

JR線に対する要望事項につきましては、千葉県JR線複線化等促進期成同盟を通じまし

て、毎年、JR東日本本社及び千葉支社に対する要望を行っております。

平成25年度における本市を含めた総武本線沿線市町のダイヤの見直しに関する要望事項としては、千葉駅・銚子駅間、または千葉駅・成東駅間の普通列車の増発・増結、特に通勤・通学時間帯について、また、千葉駅・銚子駅間、または千葉駅・成東駅間の快速列車の増発・増結、特に通勤・通学時間帯についての要望、さらに、佐倉駅における成田線下り快速列車と総武本線下り普通列車の接続改善、特に17時から21時台についての要望を行っております。

総武本線地域としましては、ダイヤの改善に関する要望実現に向けて、今後も粘り強く要望してまいりたいと考えております。

さらに、平成26年3月のダイヤ改正の情報としては、八街駅発の上り18時台の普通列車1本が佐倉駅において、総武快速線との接続改善が図られる模様であります。このことは、これまでの要望活動の成果として、受けとめたいと考えております。

その他のダイヤ改善の有無を含めて、詳しい内容は、時刻表を入手するまでは、現時点では不明でございますけれども、ダイヤ改正の状況に注視していくとともに、さらなる利便性の向上に向けた要望活動を継続してまいりたいというふうに考えております。

○林 政男君

総武本線、本線を名乗っているところで複線化されていないのは、この辺では総武本線だけというふうにお聞きしております。八街の市営グラウンドの後ろに複線化促進協議会という看板が、中学生が書いてくれた看板があります。そして前市長時代に快速電車の増発、プラットホームの延長ということで、成東町、山武町、八街市、酒々井町の1市3町で連絡協議会を作ったという経緯があります。

北村市長におかれましては、総武本線の複線化と快速の増発、あるいは、プラットホームの延長について、どのような戦略といたしますか、お考えをお持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○市長（北村新司君）

今般、榎戸駅東口橋上化工事に伴いまして、JR東日本の千葉支社長とも何回かお会いしている折にも、十分、八街市民の要望を含めたお話はしております。

それとあわせまして、八街市選出の山本義一県議等が自民党千葉県議会議員鉄道問題対策議員連盟というものを立ち上げておりまして、会長は山武選出の松下浩明議員でございます。そして総武本線沿線地域活性化推進部会の部会長が山本義一議員でございます。あわせまして、総武本線関連の議員といたしまして山武郡選出の實川隆議員、銚子市選出の石毛之行議員、同じく銚子市選出の信田光保議員、佐倉市選出の西田三十五議員、同じく佐倉市選出の伊藤昌弘議員、旭市選出の大松重和議員、四街道選出の岡村議員、同じく四街道選出の中台議員、匝瑳市選出の宇野議員等々との連絡をとりながら、今、八街、総武本線の地域の発展、経済の活性化につなげるために佐倉駅・銚子駅間の複線化、そして特急・快速の増発につきまして、県議団の連盟を作って、推進していただいております。

あわせて、私といたしましても沿線組長と連携を常にとりながら、こうした実情を踏まえた中で、要望活動もあわせて行っております。

○林 政男君

ありがとうございます。

議長の許可を得まして、JR総武本線電車時刻表を2枚、議員の皆様、執行部の皆様に配付させていただきました。

こちらをごらんいただくとわかるんですけれども、朝5時37分の八街発、56分、6時19分に潮騒2号、6時48分、そして7時11分、7時19分の快速とつながっております。これを見るとおわかりのとおり、6時台は特急が1本と、6時48分の1本しかございません。

もう一つ、後ろの小さなものを見ていただくと、これは佐倉駅の時刻表でございますけれども、6時台に、八街駅からも含めてですが、7本。7時台は11本。このうち、しおさいと、先ほど申し上げた6時48分の八街からが行っていますから、9本、佐倉駅からは乗れるという計算になります。この辺の時間帯について、強く要望していただきたいと思うんですけれども、その辺は担当部長、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今、具体的な例を示されての要望ということでございましたけれども、私どもとしては先ほど市長が答弁申し上げましたとおり、千葉県のJR複線化等促進期成同盟、これを通じて要望活動を行っているということでございまして、ダイヤ改正にかかる要望についてはJR佐倉以東、成東駅までということですが、快速電車の増発。それからJR佐倉以東の朝、特に上り、特に6時から7時台、夕方の下り、特に20時から23時台、これにおける普通電車の増発、こういったことについても要望事項に加えております。

○林 政男君

それからもう1点、具体的に。7時11分の電車で榎戸が7時15分、千葉着が7時47分ですけど、佐倉に7時24分に着くんですね。25分の快速に、1分の乗りかえ時間があるんですけれども、これは跨線橋を越える。ユーチューブにもアップされておりますけれども、100メートルのダッシュ、総武本線名物というふうにまで言われているんですね。

「つうきん」というのは、痛いという字を書く「痛勤」じゃないかと思うんですけれども、せめて同じホームに入って右左だったらいいんですけど、超えて1分というのは大変厳しいと思うんです。最後にこの答えをいただいて、終わりにしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

もう一つの具体的な例ということでございましたけれども、確におっしゃるように鉄道の利便性の向上というのは利用者、それから市にとっても望ましいことでございます。具体的なお答えにはならないかもしれませんが、しかしながら実施する主体が極めて公共性が高いとは言っても、国とか県とか市といった自治体ではなくて、鉄道事業者という事業者で、いわゆる企業ということでございますので、採算性重視といった視点もございまして、

採算性の低い路線に対しての投資、あるいはそういったダイヤの改正等についても全般的に見直さなければいけないということもございますので、その辺が難しいんだらうなというふうに思っております。私どもとしては、やはりこれからも地道に要望活動を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（林 修三君）

以上でやちまた21、林政男議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、右山正美議員の個人質問を許します。

○右山正美君

日本共産党の右山正美であります。

私は、市民の安全を守るために消防団について。そして2点目は、市民の健康を守るために国民健康保険の問題について、伺いたいと思います。

最初の問題です。市民の安全を守るために。

八街市は市民の安全・生命・財産を守るために、地震や災害に対して、平成25年6月に防災に関する八街市防災計画を策定しました。その中で消防力の強化がうたわれており、常備消防や消防団の強化が挙げられております。

そこで、消防全体について、伺うものであります。

まず最初に、市消防のあり方について、常備消防の拡充を求めるものでございます。

防災計画では、消防力を地震時においても最大限有効活用するとし、体制の確立を図っておりますが、消防力の指針に基づいて、資機材の充実、職員の適正な確保、配置をすべきと思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の消防・救急業務につきましては、佐倉市・八街市・酒々井町消防組合の八街消防署及び八街南部出張所による1署1出張所の常備消防、また火災等の災害につきましては八街市消防団とも連携して行われているところでございます。近年は、発生する災害の形態や都市化による生活環境の変化により、複雑かつ多様化、また大規模化しており、加えて高齢化社会による救急業務の増加等、消防救急業務に対する需要は高まる一方となっております。

このような中で、平成23年度から平成24年度にかけて八街消防署の耐震改修工事及び増築工事、また平成24年度に八街南部出張所の耐震改修工事を行い、施設の充実を図ったところでございますが、消防力の整備指針によりますと、八街市街地は2署整備することとされておりますので、基準を1署満たしていないのが現状でございます。また、基準を満たしていないことにより、消防署が管理する動力ポンプの数や、それに伴う人員数も不足していることとなります。このような状況でございますが、平成25年4月から、千葉県を2分化し、ちば消防共同指令センターが運用開始となり、県下、それぞれの消防本部管内で発生した災害情報を一元管理していることから、円滑な応援体制が構築でき、大規模災害時の迅速な対応が図られると考えております。

○右山正美君

そういう点では整備されてきたかもしれませんが、八街市も消防力の整備指針の中で、人口が7万から10万人ですから、これは3署なきゃならないということですね。今、中央と南部出張所があるだけで、北の方にもう1署、出張所を設けようという話もございました。平成15年3月議会での私の質問で、消防分署の問題で1署2出張所体制の整備を次期総合計画の中で位置付ける、進めるとしているわけです。常備消防の体制をしていくということで、当時の市長さん、市民部長さんも、北部方面に、5カ年計画の中で計画していくんだと、こういう答弁がされているんです。これがなぜいまだになくて、そういったことでありながら、1署、北部方面に常備消防はできないのかという問題であります。その辺についてどうですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

消防署所の設置についてでございますけれども、消防力の整備指針ということで今お話がございましたけれども、これによりますと市街地に設置するというので、さらに市街地の人口によって署所の数が決められるということで、私どもの総人口は7万を超えておりますけれども、市街地人口で見ますと4万人ということで、これは2署必要ということになります。いずれにしても今、市街地には1署しかございませんので、1署不足しているという状態、これは事実でございます。以前から、今も右山議員さんがおっしゃったように、北部地域への新設の必要性、これは認識しております。この辺の認識については変わるところはございませんけれども、費用の負担方針からいきますと、署所、庁舎の新設にあたっては用地、それから建設費、備品調達費、これがともに所在市町の負担となっております、本市の現在の財政状況では非常に困難であるというような状況でございます。消防組合の方からも以前、用地の確保であるとか庁舎建設の要望、これが出された経緯はありますけれども、組合の方としても私どもの財政状況を考慮した上で、人口も減少しているというようなこと、それから先ほど市長の方から答弁を差し上げましたように、ちば消防共同指令センターが運用開始となっているようなこと、それから八街消防署庁舎、これの増改築によって機能の充実をさらに図るということで対応していく方針である、方向であるというような、そういった確認は受けているところでございます。

○右山正美君

当時の市長が、5カ年計画あるいは次期総合計画の中で計画を進めていきますと明言されているんですよ。じゃあ議会の中でやった、そういった質問とか、そういうのはどうということになるんだということなんです。だから、一遍にやれとは言っていないのです、私も。計画を組んで、着実に一步步進めていけばいいじゃないですか。何もそんなぐだぐだ、どうのこうのじゃなくて、計画は計画で、ちゃんとしっかりとした計画を。だから事業別の評価制度をちゃんとやりなさいというのはこのことなんだよ。そういうことをちゃんとしっかり、計画を持ってやればいいのしょうよ。国の指針にも反することでしょう、このことは。その辺のところはしっかりと今後とも、事業評価もそうだけど、しっかりとやっていってほし

い、こう申し上げておきます。今言っても全然ちがひがありませんので。消防力の整備指針では7万人から10万人の人口に対して3署設けなさいということになっておりますので、これは改めて言うておきます。

次に、自主防災組織について、伺うものであります。

通常の火災に加えて、地震対策も考え、自主防災組織を強化、充実させることは喫緊の課題となっているわけであります。この問題をどのように考えているのか、またどのように充実させていくのか、伺うものであります。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の自主防災組織につきましては、平成25年度までに、希望ヶ丘区自主防災組織、朝日区自主防災会、ガーデンタウン区自主防災会、山田台区の山五町内自主防災会の4つの自主防災組織が結成されております。大規模災害等が発生した際には、消防をはじめ、市役所などの公的機関による緊急対応には限界があることから、被害を最小限に抑えるためには、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の取り組みが大変重要とされております。また、本市の地域防災計画においても、地域住民が行う防災活動を推進するため、自主防災組織を早急に設置するために必要な援助を行うとしておりますので、今後の進め方につきましては、地域の会合等を通じまして、自主防災組織の必要性について説明し、結成促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○右山正美君

私は言葉はわかるんですよ、共助だの何だのという。でも、それに対する具体的な取り組み、対策というのが必要なわけでしょう。それをやらないで、ただ共助、共助と言ってもわからないんですよ、みんな。自主防災組織に対して具体的にどのように取り組むか、どのようにやっていくのか、どのように援助して支援していくのかということをやっぱりやっていると、絵に描いたもちであり、共助も成り立たないということになりかねないわけであります。

今回、行政視察で大和市、神奈川県の大和市に行っていました。私は大変すばらしいことをやっているんです。人口が23万2千220人ぐらいで、八街の3分の1ぐらいの面積ですかね。約150の自治会があるそうですが、そういった自治会を挙げて防災の問題に取り組んでいるということでもあります。火を消すだけじゃなくて、地震時にどうするかということマニュアル化して、ちゃんとしっかり訓練をやりながらやっているということでもあります。八街市でもそういった訓練とか学習を積み重ねていくということが必要になってくると思いますが、その辺についてはどうですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

確におっしゃるとおり、地域防災計画、これを実効性のあるものにするということで、共助ということから考えますと、自主防災組織の設置促進、これは図っていかねなければいけないというふうに認識しております。

なかなか、財源的なものもついて回るわけでごさいます、1つは自主防災組織育成助成事業というのがございまして、新年度予算の中でも予算計上しております。1組織について50万円というふうな形でございまして、そういった予算措置をしているところがございます。

あとは、設立の働きかけでございまして、これにつきましては地域で盛んにいろんな活動を、防災活動をしている意識の高い地域がございまして、そういったところには直接働きかけをする、あるいは区長会等で設置促進の働きかけをする、地域に出向いて行って働きかけをする。こういったことで設立促進を図るとともに、今現行の補助金だけではなくて、やはり財政的な支援も必要、それから事務的な支援も必要でございまして、その辺については十分に考えていきたいというふうに考えます。

○右山正美君

これは積極的に進めて、やっていただきたいと思いますが、内部的に、これは行政視察に行ったときの資料なんです、担当課には要所の部分をコピーして渡してありますけど、自主防災組織、例えば私の方で言いますと希望ヶ丘とか吉倉ガーデンとか、そういったスタンスでの自主防災組織ですが、大和市ではスタンドパイプ消火器機材というのを貸与しているということで、それはどういうことかという、消火栓から直接それに入れて、スタンド形式になっていますので、普通の消防ホースの半分ぐらいです、女性もそれを持って火を消すことができるという、そういった優れたものなんです、1基24万5千円ということで。例えばですよ、例えば希望ヶ丘とか吉倉ガーデンに例えたら、消火栓をちゃんと整備して、そこからスタンド式の消火栓でやれば、そう私は頻りに消防も、もちろん出かねないけれども、初期消火には最大の効果、あるいは地震とか、そういったときには最大の効果を発揮するんじゃないかというふうに思いますが、大和市ではもう既に市内自主防災組織の150組織に対して140基のそういったスタンドパイプの消火器機材を配付済みだということです。それだけの危機意識があるんだということなんです。八街はのほほんとして、ただ共助だの何だのと言っていますけれども、現実としてほかの地域では着実に計画的にこういうことを進めているわけです。そういったことも含めて、これを一遍にやれと言ったら、そんなことはできるわけがないですから、やっぱり計画をもって進めていく必要があると思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今お話がありましたスタンドパイプ消火器機材というんですか、これについては私も担当の方から資料をもらってございます。これにつきましては先ほどもお話し申し上げましたように、自主防災組織の補助金というのでもございまして、そういった中で整備していただければありがたいというふうに思いますが、なかなかこのほかにも整備する資機材が多くございまして、なかなか難しい部分もあるのかなというふうに思います。その辺については先ほど申し上げたとおり、財政的な支援、自主防災組織を設置促進していく上での財政的支援も必要でございまして、その辺も含めた検討はさせていただくというようなこと。

それから、消火活動にあたって消火栓を利用するということになりますと、なかなか、本市のように車どおりの多いところの消火栓で、一般の住民の方が消火栓を使ってそういった活動をするというところ、安全面の観点からなかなか難しい部分もあると思います。大和市がどのような状況になっているのか、私も十分承知していない中でお話しするのも恐縮でございますけれども、そういった地域性等もあるのかなというふうに思っております。そういったことも踏まえながら、ご提言にあったようなことについても検討させていただきたいというふうに考えております。

○右山正美君

いろんな困難を乗り越えながら消火栓を使用する、大和市では上水道ですから、水道のそういった関係の調整を図ることとか、いろいろそういった困難を乗り越えて進めているというのが現実問題であります。ですから私は一遍にやれとかじゃなくて、やっぱり計画的に少しずつ進めていく必要があると思います。ですからその辺のところ、ただ単に支援の財源であるとか何とかじゃなくて、やっぱり総合的に物事を考えていかないと、行き詰まってしまうと思うんです。危機管理意識をどこまで持っているのかどうかというのが問われる問題であって、これはやっぱりしっかり持っていないと、いざというときに大変なのかなというふうに思います。ぜひその辺の危機管理意識は十分備えて、そして万全の体制を敷いていただきたいと、このように思います。

それで、3点目の問題については、市の消防団員の確保と防災リーダーの育成についてであります。女性消防団の育成も大変重要ですし、また防災リーダーの育成についても大事であります。

この問題については、さきと同じ視察をしましたので、小学校の4年生から6年生までのそういった人たちが消防署に行って、1年間、年間を通じて消防に対する知識、実施経験を踏まえて、そして防災リーダーとして育てていく。中学生になっても高校生になっても大学生になっても、地域の防災でこういった人たちがリーダーをしっかりとやって、その人たちがやがて市役所に入る、あるいは消防署に入る、そういった人たちもいるみたいです。何はともあれ、やはり防災ですから、火を消すだけじゃありませんし、子どもたちがそういった中で出初め式などもやっているというのは大変驚きでありましたけれども。常備消防がしっかりしておりまして、その中で子どもたちを将来のリーダーとして育てるという面では大変素晴らしいことでもあります。せめて八街市でも、そういった面では積極的な体制を作ってほしいと思います。簡単に、団員確保の問題、あるいは防災リーダーについて、市長答弁をお願いするものであります。

○市長（北村新司君）

答弁する前に、まず、日頃、八街市消防団の皆さんにおかれましては、家業を持ちながら、市民の安心・安全のため、また生命・財産を守る活動を、昼夜を問わず、本当に頑張っていることを、改めまして、本席をおかりして、敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、答弁いたします。

本市の消防団の消防団員につきましては、平成26年2月1日現在で452名が日夜、地域の防災活動等にご尽力いただいているところでございます。今年度も各分団で新規入団者がございましたが、実員数については、就業構造等の変化により、ここ数年、右肩下がりの減少傾向が続いており、各分団とも団員確保には苦慮しているのが現状でございます。今後におきましても、消防団員の確保につきましては非常に厳しくなると思われまますので、地域の皆様にも消防団に対するご理解とご協力をいただけるよう、PRを図ってまいりたいと考えております。

また、現在、入団している団員につきましては、会社勤めの方が大半を占めておりますので、昼間における火災や大規模災害、地域の災害に限定した機能別団員や女性消防団員等の入団など、幅広い層への働きかけについて、他市町村等の状況を調査研究し、消防委員会あるいは消防団本部と検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、今年度、八街市の消防団に入団している女性消防団員は1名となっております。

○右山正美君

今後とも、私どもの分団にも女性の方がいらっしゃったわけですが、退団されてしまいました。ぜひ女性が活躍できる場、そういったものを、しっかり体制を作って充実させて、そして女性消防団育成を進めていってほしいのと同時に、防災リーダー、これをやっぱり育成する必要があると思います。

さっきの例ではございませんけど、大和市の防災リーダーということでは、こういった指導者になって、その指導者制度を卒団した人がまた指導者になっている。大学生とか高校生、中学生、これが23名いらっしゃるみたいですけど、こういった体制もしっかりと作って、防災意識をしっかり市民の間に持っていただく。このことが肝心だと思います。その辺もぜひよろしく願います。

次に、処遇の問題。消防団の処遇の問題について、お伺いいたします。

これは前にもやったわけですが、消防団の役割というのは火災だけではありませんし、救助に関する問題、地震、風水害、災害の問題、あるいはこの間の大雪ではございませんけど、雪のときに塩化カリウムをまく、凍結防止するために活動したわけでありまして。あとは、国民保護のための措置とか、地域住民に対する協力支援の啓発の問題とか、消防の処理、地域の実情に応じて特に必要とされる問題、いろいろ抱えているわけでありまして。そういった体制の中で消防団の処遇改善。報酬がなかなか低いということで、新聞等でも報道されました。県内でも少子高齢化となって、消防団員も少なくなる問題。それから報酬の問題として、やっぱり国は1人の団員に3万6千円の報酬を払っているわけでありまして。そういった中で国の方としても消防団の組織の活動の強化など、防災体制の強化を図っていくことを基本理念とした、防災力の充実強化に関する法律が全会一致で可決いたしました。出初め式に各来賓の方が声を高らかにして、そういった消防団の問題は解決しましたと声高らかに言ったわけですが。この中で、国は予算の拡充をしたいと言っているわけですが、その中身につい

て、交付税がどのようにされるか、その辺について、まず1点目にお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成25年12月の臨時国会におきまして、消防団を中核とした地域防災力の充実に関する法律が制定され、その中で、消防団の装備につきまして、国及び地方公共団体は消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備改善及び消防の相互の応援の充実が図られるよう必要な措置を講ずることと、規定されております。また、平成26年2月7日には、地方交付税法の一部を改正する法律案が閣議決定され、平成26年度に地方交付税の算定に用いる基準財政需要額のうち、非常備消防費の算入額につきましては、理論上では約8千200万円が算入されることとなります。

○右山正美君

先ほど言いましたけど、八街市、全国もそうですが、団員1人当たり3万6千円です。国も交付税の見直しということで8千200万円を。これではちょっと話にならないのかな、8千200万円では。八街市に8千200万円が下りてくるのですか。その辺はどうですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

8千200万円とご答弁申し上げたのは、いわゆる地方交付税の算定に用いる基準財政需要額のうち、非常備消防費の参入額の理論値ということでございまして、報酬にかかるものだけということではございません。

○右山正美君

もちろんそうですよ、だって一括交付税で入ってくるわけだから。だから中身がどうなのかということになってくるんですよ、問題は。国の方も交付税で予算措置はしますよと、現実問題、言っているわけですから、国に予算要望していく必要があるわけじゃないですか。ですから私は積極的にそういったことを。

参考に、23年度は476人、報酬が1千599万6千943円、1人当たりに換算しますと3万3千607円。国の基準では1千713万6千円、113万9千577円の差がある。平成24年度では467人、報酬が1千568万4千412円、1人3万3千585円。これは単純計算ですよ、単純計算。これがどうなるか。いろいろ、団員、部長、副分団長、分団長というのは差があります。技術員も差がありますから、これがどうやって計算されているかわかりませんが、単純に計算すると、国の出している1人3万6千円、年間に換算すると、ちょっと八街市でも低いのかなというふうに捉えざるを得ないということで、私はそういった問題からしても、やはり標準あるいはそれ以上に引き上げていく必要があるだろうと。それがやはり分団員確保につながっていけばなというふうにも考えるわけであります。

消防の関係では、大変な状況にあって、24時間365日、今年になって火事騒ぎは、いたずらも含めて、大変多いです。各分団、団員については夜中を問わず、防災課も本当に大変だと思うけど、しょっちゅうかわるがわる出動していくわけですから、報酬がもっともつと、本来ならば充実されるべきじゃないかなというふうに思いますので、ぜひその辺のこと

も含めて。

あと、服装も含めて、各備品についてもぜひ充実させてほしいというふうに思います。

1点だけ、簡単に答えてほしいんですが、分団長会議も普段の日なんですよ。仕事を抱えて、私は同じ分団長をやっているんですけども、同じ分団長で我がせがれみたいな年頃の人たちと話をするんですけど、俺は仕事を抱えて、いろいろ大変な苦勞をして、本当に普段の日に分団長会議があると、4時頃から始まるんですけど、来るんですよ。私はそういったところからまず、もし分団のことを考えるのであれば、まずそういうところから改善してほしいなと思いますが、簡単にお答えをお願いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かに、おっしゃるとおり、就業形態が変わっているということもあって、他市町村の状況、やはり平日の夜間とか休日に分団長会議を開催していますので、その辺については、分団長会議の開催日時のことにつきましては、本部会議、団本部会議あるいは分団長会議等に諮って調整できればというふうに考えております。

○右山正美君

意見の食い違いから分断といいますか、いろんな問題がこれまでも起きました。できれば本当に分団長会議のあり方、こういった問題も少しずつ改善されていくというか、どちらかと言ったら、こちらの都合でやっていますからね、会議なんていうのは。だから当事者の立場に立って、これも考えていく必要があるのかなと、このように思いますので、ぜひ分団長を含めて検討を、今後やっていただきたいと、このように思います。

それから、時間があと5分ぐらいしかないので、国保の問題についてお伺いいたします。

国保の問題では、今、広域化が進められようとしております。今、指針を都道府県に作らせているわけですが、こういった指針、支援方針については、市町村国保で財政の改善、収納率向上、医療費適正化などの目標が書き込まれて、都道府県がその実行を市町村に迫っていく。これは大変なことになっているわけでありますが、市民サイドからすれば、たまったものではありません。国保広域化を進めようとしておりますが、メリットとデメリット、これをどのように捉えているのか。デメリットについては、県の方にやっぱり訴えていく必要が、要望していく必要があると思いますけど、国保の広域化についての見解を、伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国民健康保険は、被保険者の急速な高齢化や医療技術の高度化に伴う保険給付費の増大、さらに保険税の負担能力の低い被保険者の増加など、構造的な問題を抱え、極めて厳しい財政運営を強いられております。このような状況の中、千葉県においては、将来的な医療保険制度の全国規模での一元化に向けた前段階として、市町村国保を県単位で一元化することにより、市町村国保の広域的な事業運営及び財政安定化を目指し、千葉県国民健康保険財政安定化等支援方針を策定し、一元的運用への環境整備をしていくこととなっております。現時

点では平成27年4月から保険財政共同安定化事業を拡大し、早ければ平成29年4月から国保を県単位とする予定であります。このメリットとしましては、広域化による規模拡大、スケールメリットとしての財政基盤の安定強化が図られるものと思われませんが、交付金、拠出金の割合等については、現在、検討されているところであり、これからのゆくえを注視していく必要がございます。また、一方のデメリットとしましては、保険税収納率の低下の危惧や、地域住民に寄り添った保健事業の展開の可否が言われております。今後は、国保広域化について協議する場として開催されております千葉県市町村国保財政安定化等連携会議の場などにおいて、本市にとって安定した国保財政を確立できる広域化に向けての意思表示をしていきたいと考えております。

○右山正美君

国保の都道府県対応は、市町村による一般財政からの繰り入れを中止させるほか、保険料の引き上げや医療費の削減、収納率強化、こういったものを図るものだというふうに使われております。国保の安定というのは、やっぱり国の助成金、補助金をしっかりと元に戻して運営することこそが国保の安定化につながるわけでありまして。都道府県に移管したからといって安定するわけじゃありませんので、その辺のところを市長がしっかりと捉えて、県の方に物を言っていていただきたいなというふうに思います。それと同時に、資格証明書の問題ですが、全国的に人権無視の国保行政で、保険証取り上げとか、そういったことがあって、批判が高まっておりますが、厚労省は資格証の取り扱いを慎重にするようにと言っているわけですが、市の現状を伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

資格証明書交付の趣旨の1つとして、滞納者と接触の機会を確保し、納付の意思や生活の状況を確認することで、分割納付等の相談など、個々の事情に応じた、きめ細やかな対応が可能となり、納付につなげていくことがあるものと考えております。

また、国民健康保険税の納付が滞った際、即時に資格証明書を交付するのではなく、納税相談通知の送付や短期被保険者証の交付により、市からも滞納者に接触の機会を設け、納税者の状況を把握するように努めております。保険税の賦課につきましては、現在、応益負担部分において、低所得者層の所得に応じて、7割・5割・2割の法定軽減措置を適用しております。この法定軽減部分については国や県から基盤安定交付金等の財政支援があり、中間所得者層の保険税増に結び付かないように考慮されたものとなっております。

資格証明書の運用については、国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書等取扱要領を定め、病気やけがにて5日以上入院をしたときや、これに相当する場合は、特別の事情にあたるものとして、資格証明書交付措置の解除をするようになっています。平成26年1月31日現在における資格証明書交付措置は248世帯となっておりますが、高校生世代以下の方につきましては、有効期間を6カ月とする短期被保険者証を交付しております。また、資格証明書の交付に対しましては定期的に納税相談通知の送付を行うとともに、新た

に特別な事情等が生じていないかなど、納税者の状況の把握に、引き続き努めてまいります。

○右山正美君

資格証明書も法に照らしてしっかりと、そういった法に照らした中で、証明書をやはり発行しないように。

もっと深く聞きたかったんですが、時間がないので。ここは議案質疑の中でもできますので、そういったところでできますけど、ぜひ資格証明書の使い道を、国の慎重論もあるわけですので、その辺のところをしっかりと捉えてやっていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（林 修三君）

以上で日本共産党、右山正美議員の個人質問を終了します。

会議の途中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時18分)

(再開 午後 2時29分)

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、一般質問の最終ですけれども、2点にわたって質問させていただきたいと思っております。

その1点目に、子どもたちの健やかな成長ということで、初めに、子ども・子育て支援新制度についてです。

2015年4月から実施予定の新制度は、保育所をどう充実させるかという視点ではなく、保育所や幼稚園、学童保育の公的な仕組みを改めて、サービス業として位置付けることを要望してきた企業の要求に応えるものです。そのため、経済の活性化、雇用の拡大を目指す経済対策の一環としてスタートした新制度は各方面から批判が続出し、各地で反対運動が繰り広げられました。その結果、新制度のもとでも保育所には当面、市町村に対して保育を必要としている子どもの保育実施の責任を義務付けている児童福祉法第24条第1項が適用されます。新制度は保育をサービス業に変えようとするものであり、撤回し、公的な制度に戻すべきですが、既に法律が改正され、本格実施に向けた事業計画の策定などが市町村に対して法的に義務付けられています。新制度の具体化は、市町村レベルでの条例や事業計画の内容で大きく左右されます。そこで、子どもへの弊害が少しでも和らぐ内容にするために、次の3点について、伺いたいと思います。

1点目に、行政としての役割は何か。

2点目に、幼保一元化について、どのような方針で臨むのか。

3点目に、アンケート結果を尊重し、父母の望む方向に沿った施策について、答弁を求め

ます。

次に、教育問題の1点目に、教員の長時間労働の改善についてです。

全日本教職員組合、勤務実態調査2012によると、教職員の1カ月の平均時間外勤務時間、校内では月72時間56分。家に持ち帰った仕事を加えると、時間外労働は月平均95時間32分。半数以上の教員が厚労省の過労死ライン、月80時間を超過しており、3人に1人は100時間以上です。特に中学校教員は深刻で、校内91時間43分、持ち帰りを含め114時間25分です。八街市の先生方の勤務時間は、ある中学校の場合、出勤時間が早朝4時台、5時台の日もあります。退出時間が23時の日もあります。小学校においても、それに近い時間帯の出勤、退出時間となっている日もあります。仕事を家に持ち帰らないようにするためということもあるとは思いますが、大変な状況です。その原因は何か、伺います。

次に、教室での不応適等により、支援を必要とする子どもたちへの施策充実にについてです。

発達を保障し、二次的障害を防止するためにも、早期発見・早期対応できるように、親身に相談に乗ってもらえる体制が必要です。幼稚園や保育園等から義務教育まで、一貫して相談ができる窓口を作るよう求めるが、いかがでしょうか。

大きな2点目の、高齢者に温かい市政を。

それについては包括支援センターの充実が必要です。当初の計画では、地域包括支援センターを中学校区に設置することになっています。ひとり暮らし、高齢者世帯への支援強化、及び介護や要支援の方々への対応や介護予防施策充実のために、十分な人員確保とともに、各中学校区への包括支援センターの設置計画を求めるが、いかがか。

2点目に、認知症への施策充実にについてです。

認知症は誰にも起こり得る病気と言われており、高齢者だけではなく、若年者にも起きています。早期診断、早期治療が大切と言われる認知症に対する啓蒙や相談体制をどう充実させるか、伺います。

3点目に、高齢者医療費負担増についてです。

年金削減、消費税増税に加えて、4月から70歳から74歳までの医療費窓口負担を、現在の1割から2割に引き上げることになっておりますけれども、暮らしへの影響をどのように考えているのか。また、影響を緩和するために、国保法44条に基づく窓口、一部負担金減免制度や、77条に基づく市条例の減免制度を積極的に利用できるよう周知を求めるが、いかがか、伺います。

4点目に、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度の保険料についてです。

2年ごとの制度見直しにより、2014年度から15年度の千葉県の保険料は、所得割で7.43パーセントに、均等割で1千300円増えて、年間3万8千700円にしようとしています。2年ごとに保険料が値上げされるのは、75歳以上の人口と医療費の増加に応じた保険料が自動的に引き上げられる仕組みだからです。しかも厚労省は、国、都道府県の拠出と保険料を財源とする財政安定化基金を保険料軽減に活用する動きに対して、先の短い高

齢者に金を使うなど、圧力をかけていました。今でも保険料を払えない高齢者がおられる中で、保険料値上げによる影響を、市当局はどのように捉えているのでしょうか。

最後に、高齢者専用住宅についてです。

特別養護老人ホームは慢性的に不足しており、収入に応じて入居できる市営の高齢者専用住宅の計画的な建設が必要と思いますが、どのように取り組むのか、伺います。

以上の質問に対して、市民の皆さんにいい影響が出るような答弁をよろしく願いいたします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、子どもたちの健やかな成長について、答弁いたします。

(1) ①ですが、子ども・子育て支援新制度は、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域のニーズに基づいて子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることになっており、国と県がこれを重層的に支える仕組みとなっております。このため当市では、八街市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するため、八街市子ども・子育て会議を昨年9月に設置し、12月に第1回八街市子ども・子育て会議を開催したところでございます。また、1月には幼児教育・保育等の利用希望の把握に向けたアンケート調査を実施するなど、新制度の施行に向けて準備を進めているところでございます。

次に②ですが、子ども・子育て支援新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供に向けて、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の改善を目指すこととされております。これは、4種類ある認定こども園のうち、幼保連携型認定こども園を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続を簡素化することにより、施設の整備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ることとされております。当市では現在、八街市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握するためのアンケート調査を実施しており、このアンケート結果に基づきまして、今後、認定こども園の必要性について検討してまいりたいと考えております。また、市内の私立幼稚園につきましても今後、認定こども園についての意向調査を実施する予定でございます。

次に③ですが、現在実施しておりますアンケート調査につきましては、八街市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、子育て支援の量の見込みを市が算出するため、市民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握するために行う、重要な調査であります。今後につきましては、ご質問にありましており、アンケート調査に基づき、新制度の施行に向けて、八街市子ども・子育て支援事業計画に活かしてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2、高齢者に温かい市政について、答弁いたします。

(1) ①ですが、地域包括支援センターの人員につきましては、国の配置基準で介護保険第1号被保険者3千人から6千人につき、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を各1名配置するとなっております。本市の第1号被保険者は、平成26年1月末現在で1万6千893人、高齢化率は22.7パーセントとなっており、高齢者支援を充実するため昨年4月に組織改正を行い、地域包括支援センター機能と高齢者福祉業務を一体的に実施するため、高齢者支援班として3職種6人に社会福祉主事2人を加えた8人体制で、高齢者総合相談や介護予防支援、介護予防事業等の業務を行っております。今後も世界に類を見ないスピードで高齢者が増加していく少子高齢化社会の中で、地域包括支援センターには、地域の共通課題について関係者で話し合う地域ケア会議の開催や認知症施策への取り組み等、さまざまな役割が求められるようになってきております。また、現在は全国一律の基準で提供されている訪問介護、通所介護について、介護保険法の改正により、平成27年度から3カ年のうちに、要支援1・2の認定を受けた方に対しては市町村の基準によってサービスを提供するようになるなど、改正に伴う業務量の増加も見込まれております。地域包括支援センターについては、高齢社会に対応できる地域づくりの一端を担えるよう、必要十分な人員配置を行っていく所存でございます。

次に②ですが、少子高齢社会の現代は家族のサイズも小さくなってきており、65歳以上のみの夫婦で生活している世帯や、単身高齢者世帯の割合が年々増加してきております。そうした中、本市では、24時間365日、電話回線を通じて急病等の際に容易に通報できる緊急通報装置を、65歳以上のみの世帯を対象に貸与したり、月に1度、傾聴ボランティアが高齢者宅を訪問して話を伺うひとり暮らし高齢者等訪問事業や、週に1度、安否確認を兼ねて昼食を手渡しする配食サービスを実施し、高齢者のみの世帯の支援に取り組んでいるところでございます。介護保険給付においても、要介護・要支援認定を受けた方を対象に、訪問介護サービスによる買い物や掃除等の生活支援、通所介護サービスでの職員やほかの高齢者との関わりによる社会参加や孤立化の防止等、高齢者支援に繋がるサービスを提供しているところでございます。また、平成24年12月には、新聞や電気・ガス・水道事業者等が日常の配達・検針業務等で異変を感じた場合に市に連絡をいただけるよう、高齢者見守りネットワークを発足させました。今後も、民生委員やボランティア団体の協力を仰いだり、介護支援専門員や介護サービス事業所等と連携を図りながら、高齢になっても安心して生活していける街づくりに取り組んでまいります。

次に③ですが、平均寿命の延びによりまして、75歳以上の後期高齢者人口も増加しており、脳の病的老化で発症する認知症の方も増加しております。抜本的な治療法が確立されていない中、認知症患者やその家族への支援が求められております。本市では、昨年11月に認知症サポート医による認知症普及啓発の講演会を開催し、2月20日には、認知症を抱える家族の会の会員を招いて家族交流会を開催したほか、認知症の理解者を増やす認知症サポーター養成講座も年に数回開催しております。また、佐倉市・酒々井町と合同で設立した2市1町SOSネットワーク連絡協議会では、徘徊のおそれのある方へのGPS位置情報検索

機器の利用費用の助成を実施しております。今後も、認知症になっても安心して暮らし続けられる街づくりのため、市民の認知症についての理解促進を図るとともに、高齢者見守りネットワーク協力事業者を対象とした認知症サポーター養成講座の出前開催などに、取り組んでまいりたいと考えております。

次に（２）①ですが、７０歳代前半の被保険者に係る一部負担金の軽減特例措置については、現役世代と高齢者世代との負担の公平性を確保するため、高齢者にも応分の負担を求める必要があるという観点から、７０歳から７４歳までの被保険者が受けた療養に係る一部負担金の割合について、平成２０年４月１日以後、１割から２割に見直すこととされました。しかし、高齢者の置かれている状況に配慮し、平成２０年度から毎年度、特例措置を延長し、一部負担金の１割に相当する額を国が措置することにより、被保険者の一部負担金が軽減され、現在まで１割となっているものでございます。現行の特例措置の期限は平成２６年３月３１日までとなっております。その後の取り扱いについては、平成２６年４月以降に新たに７０歳になる方から、段階的に２割負担へ移行していく予定となっております。その場合、本市では、平成２６年度中に約７００人の被保険者の方が順次対象になり、１人当たり月額２千６００円程度の負担増となると思われます。市としましては、自己負担割合の変更により影響が出ないようにするためには、何よりもまず、医者にかかる機会を少なくしていくことが重要であり、特定健診の受診や人間ドックの受検などを通じて、自分自身の健康管理と病気の早期発見、早期治療や、保健指導による生活改善を行うことによって、病気の慢性化及び重症化を防ぎ、医療費の総額とともに自己負担額も削減することができると考えており、これまで以上に健診等の受診勧奨に努めてまいりたいと考えております。

次に（３）①ですが、後期高齢者医療保険料は２年に１度、保険料額の見直しを行っており、算定にあたっては千葉県後期高齢者医療広域連合で行っております。今回の改正により、均等割額が３万７千４００円から３万８千７００円へ、１千３００円の増額。所得割率が７．２９パーセントから７．４３パーセントへ、０．１４パーセントの増となっておりますが、その一方で、低所得者層の負担軽減措置として、均等割の２割・５割軽減において、その対象が拡大されております。以上をもとに試算しますと、本市におきましては、１人当たり平均保険料年額は、平成２５年度当初賦課ベースで比べますと、４万２千８８３円であったものが４万３千４９３円となり、６１０円程度の増額となる見込みでございます。

次に（４）①ですが、現状では市営住宅の応募状況としては減少傾向であり、退去者数が入居者数を上回っている状況であることから、高齢者住宅を含め新たに公営住宅を建設する計画はございません。また、耐用年数を経過した実住、榎戸、富士見、笹引、交進団地につきましては、既に公募を停止しており、朝陽団地につきましても今後、順次、公募の停止を行ってまいります。

なお、朝陽団地を公募停止する前に、九十九路団地の１階に単身者が入居できるよう、要綱を制定してまいりたいと考えております。また、将来的には、九十九路団地１階部分のバリアフリー化を含めた、高齢者や障がい者等に対応した住宅に、順次、改修する計画でおり

ます。

○教育長（加曾利佳信君）

質問事項1、子どもたちの健やかな成長について、答弁いたします。

(2) ①ですが、教職員の時間外労働の改善につきましては、加藤議員に答弁したとおり、ノー残業デーの取り組みや職員会議等の時間短縮、事務作業のスリム化等について、各学校に指導するとともに、実質的な教職員の負担軽減が図れるよう、工夫を重ねているところです。今後も引き続き、労働時間短縮に向け、校長会等を通して、各学校に働きかけてまいりたいと考えております。

次に②ですが、本市では、教育施策の中で、特別な支援を要する児童・生徒への特別支援教育の充実を図るとしております。通常学級で学習面や情緒面において特別な支援を要する児童・生徒や、不適応を起こしている児童・生徒に関しても、よりきめ細やかな支援が必要とされています。今年度は特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援学校地域支援員、市カウンセラー、学識経験者からなる特別支援専門家チームによる巡回相談を、全中学校及び幼稚園で年2回行いました。また、必要に応じて、小・中学校に専門家チームの派遣を行い、支援についての助言等も行っていました。一方、支援を要する児童・生徒に対しましては、市として特別支援教育支援員を、本年度は15名配置いたしました。さらに、緊急雇用創出事業により教育補助員を配置し、通常学級における支援の充実を図ってまいりました。今後とも、特別な支援を要する児童・生徒に対し、より一層の支援の充実と相談体制の整備に取り組んでまいります。

○京増藤江君

それでは、順次質問させていただきます。

まず、子どもたちの健やかな成長についてなんですけれども、事業計画の中で私が市長にぜひともお願いしておきたいのは、保育に関する市町村の保育実施責任を明確にして、公立保育所を現状の公立保育所として存続させていただきたいということなんです。

先日、市長が八街市の誇りにできることはなんですかということをお聞きして、いろいろ言っておられました。本当に誇りにできることがたくさんあると。それにプラスして、やはり八街市に公立の保育所や幼稚園がたくさんある、このことは私は誇りにしていいことだと思うんです。子どもたちが大変大切にされている、そういう施策を長く続けてこられた、そういう結果だと私は思います。といいますのは、私は神奈川の方から来まして、子どもを産休明けから預けて働いてきましたけれども、公立の保育所はなかったんです。親同士が無認可の保育所を作って、保育士さんと一緒に、本当に苦労して子どもを育ててきました。ところが八街市ではそういう苦労が少なく済む。本当にすばらしい政策を続けてこられたということで、私もこれは自分としても誇りにしていい、八街市の内容だと思っております。ですから幼稚園、保育所を公立のまま、やって、続けていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。市長、簡単をお願いします。

○市長（北村新司君）

今、幼児教育、保育等の利用規模の把握に向けたアンケート調査を実施しております。そのアンケート調査の結果の中で、現在設置してございます八街市子ども・子育て協議会の中でしっかり、アンケート調査の把握を踏まえた中で、いろいろ議論してまいりたいと、このように思っております。

○京増藤江君

アンケートの結果を重視するということは市民の皆さんの声を重視するということですから、それは私は当然のことだと思うんです。しかし八街市として長く続けてきて、市民の誇りである公立保育所、幼稚園を続けていくという、この方針。これは市として大いに出していくべきことだと思うんです。こんなふうにやっていきますと、市民の皆さんにまず、私は約束して、そしてその上でアンケート結果ももちろん重視する。この方法が一番大事なんですけれども、公立保育所を公立のまま続けるということについては、もしアンケート調査結果がそうでなければ変えるということでしょうか。もう一度市長、お願いします。

○市民部長（加藤多久美君）

今の議員さんのご質問は、公立保育所は公立の保育所で引き続きということ、議員さんにご存じのとおりですけれども、子ども・子育て支援制度、支援の新制度になりますと現実の保育所、私立、公立とも、順調に行けば27年4月以降なんですけれども、一応3つの類型、形態に分かれます。そのまま保育所になる場合、それから保育所型の認定こども園になる場合、それから幼保連携型の認定こども園になる、この3類型、3形態になることが必然的に求められております。いずれにいたしましても、みんな公立の保育園、6園が今、私どもの所管でございますので、これについては公立のままで当分は行く。結局、今の立場は、子ども・子育て支援制度上の問題ではなく、保育所を公立で運営するか、私立、私どもが委託して私立で運営するかという問題でございます、それはまた今回の新制度とは別個の問題だというふうに私は考えておりますし、そのように認識していただければ結構ではないかと思えます。

先ほど市長も言ったのですけれども、現実、今6つあります公立の保育所につきましては、新制度導入後どのような形態にするかは、私ども担当部署としても基本的な方針は決めておりません。原則としてはこのまま、公立の保育園の形態、先ほど言った3つの形態ということの中の選択肢しかありませんので、その中で決めるわけですけれども、27年度からという、現実的に時間的な問題がございますので、現実的に今の公立の保育所を認定こども園化するというのは時間的に無理でございますので、支援事業計画は5年のスパンでございますので、その中で、例えば公立保育所、今6園ある保育所のどの園が認定こども園としての可能性があるかということ自体については、子ども・子育て審議会の委員の皆様の意見を聞きながら、またニーズ調査の結果を見ながら、私どもと一緒に考えていただくという方向性でございます、基本的には公立は公立のままで、5年間はそのまま過ぎるということが今の時点では言えるのではないかと、そのように考えているところでございます。

○京増藤江君

公立の保育所は当面このままで行くという答弁だったんですけれども、確かに今の法律のままであれば、その法律に沿って進めていかなければいけないんですけれども、でも、この法律自身が子どもの成長を考えての法律だったのかどうかということでは、国民から大きな反対があったわけです。ですから本来ならば、この法律はやっぱりやめていかなきゃいけないということも出るかもしれませんので、八街市は八街市として、子どもがいかにか健やかに成長できるか、その環境をどうやって作っていくかということで、私は八街の伝統、いい伝統をしっかりと守っていただきたいと思います。

次に、教員の長時間労働についてです。

先日からの教育問題についての答弁、教育長の答弁、不登校の問題についても、家庭の問題、そして学校では家庭教育学級を充実させて、そして長時間労働についてもさまざまな会議の短縮を図ったりという、現状のままで頑張っていくという答弁でした。現状から出発する、これは何事においても私はそうだと思うんです。でも、八街市では今までのやり方ではもう解決しない。そういう大変な状況になっています。先ほど長時間労働について、朝早く、5時台にはもう出勤される方もおられるというようなことも紹介いたしましたけれども、例えば5時台に出勤だったら何時に家を出るんだろうか、何時にお休みになったのか。私は大変心配なんです。教員を増員する計画が、私はどうしても必要だと思います。それはなぜかと言いますと、もう先生方の努力の限界を超えているということなんです。

八街市の不登校の問題についても、教育長も新任として大変、胸を痛めておられることと思うんですけれども、平成24年度の八街の不登校率はどういう状況だったかといいますと、中学生の場合は全国平均の5.48倍、県の2.47倍。小学生は全国平均の3.1倍、県の3.7倍という、大変深刻な状況です。こういう状況をいつまでも続けるわけにはいかないと思うんです。これをどうやってやるかというのは、今までのやり方ではだめだということが、この数字にあらわれています。

先ほども、よりきめ細やかな指導が必要だと。特別支援等のチームによっても相談を受けているということなんですけど、こういうことだけでは、もう具体的な解決の方向は見えない。午前中の質問でもありましたけれども、スクール・ソーシャル・ワーカーも導入するよという質問もありましたけれども、これについても経済的な状況からできないという答弁でしたけれども、経済的には大変だけれども、子どもたちのためにどうするかということが新たに、新しくなった教育長で本当に大変ですけれども、もう、私は覚悟を決めていただきたいと思うんです。今までのやり方ではできない。これは、この議会でも何回も何回もやってきて、それは皆さんの合意になっているような、そういう内容だと思います。

まず、私は、今、八街市の不登校の問題を解決するのに、今までのように不登校になってからどうするかということも大変大事なんですけど、小学校に上がるまでの保育所時代、幼稚園時代、それから小学校に行く、そういう連携をもっとやっていく。やはり、さまざまな子どもたちの不適應の問題は、義務教育の段階で出てくるものばかりじゃないと思うんです。ですから幼児期から子どもたち、また保護者の皆さんの相談に乗っていく。保育士さんや幼

稚園の先生の相談に乗っていく。私は常設で相談ができる、そういう係が必要だと思うんです。その点について、私はぜひ検討が必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

常設した相談ということでございますけれども、今現在は学校教育課の指導主事がそれを行っているところでございます。幼稚園におきましては、特別支援員が今現在5名おります。そして支援の必要な子どもたちの対応にあたっております。来年度はもう1名増員して6名の支援員を配置する予定でおります。そういった形で支援を必要とする子どもたちに対しては、幼稚園の時期から教育委員会といたしましても対応を図っている。そして小学校に上がれば特別支援員を、今年度は15名ですか、来年度は23名配置する予定でおります。また教育補助員も20名以上、今年度は配置しておりました。そういった子どもたちの支援を行っているところでございまして、決して不登校対策に手をこまねいているわけではございませんで、やれるものはやっているというふうにご理解いただければと思います。

○京増藤江君

教育委員会が決して教育問題に手をこまねいているなどとは、私は思っておりません。本当にできる限り、この厳しい財政の中でやってこられている。その中でさまざまな前進もあるんですけども、それだけじゃ間に合わない。子どもたちの置かれている状況はそれだけでは追いつかないぐらい大変になっているということで、やはり小学校に上がる時の検査でも、さまざまな子どもたちの状況が報告されておりますので、私も今まで何回も、小学校でも適応教室開設が必要でしょうということで提案してまいりました。まず私は、本当に子どもたちの相談がいつでもできる、教育委員会で先生方から、あちらからもこちらからも電話があって、やっている中で、これでは本当に深刻な相談はできませんので、そういう相談ができる場所を作っていただきたいと思います。時間がないので、私は次に移りたいと思いますが、これは強く要望しておきたいと思います。

それから、70歳から74歳までの医療費負担について。

少しでも負担を軽減していくために、私は減免についてお尋ねしたいのですけれども、平成25年5月31日現在の資料によりますと、所得がゼロの世帯では滞納額は14.5パーセントを占めています。70歳以上の滞納率は10.8パーセントになっています。1割以上が国保税滞納ということですから、どの世帯でも必要なんですけれども、70歳以上の滞納世帯から相談がありましたときに、例えば保険税の減免制度がありますよという説明が必要だと思うんですが、どのように対応されているのか、伺いたいと思います。

○市民部参事（事）国保年金課長（小出聰一君）

そちらにつきましては当該対象者の方に窓口等にお越しいただく、あるいは電話で問い合わせをいただくというようなことで、そういった状況がわかったときに、制度の説明につきましてはさせていただきます。ただ、なかなか現状として、そういったお問い合わせ自体が、窓口であったり電話であったり、事実上ない、少ないという状況にあることは確かです。

○京増藤江君

滞納して督促されて支払いに、また相談に見えた方々は、自分が減免の対象になるかどうかとか、そういうことはわからない方が多いと思うんです。ですから滞納の問題で相談に来た方々には担当の方から、暮らしはどうですかということで、所得なり収入なりをお聞きして、もしかしたら減免制度に適用するかもしれませんね、そういう親切な対応が必要だと思うんですけれども、そういう対応は今まではなかったという理解でよろしいですか。

○市民部参事（事）国保年金課長（小出聡一君）

それは相手方のお申し出次第だと思います。私どもの方からあまり立ち入るような内容をしたときに、相手方のご気分を損ねるというような状況も決してないわけではありません。窓口にお越しになる方には本当にさまざまな方がいらっしゃいます。そんな中で、カウンターに立っているスタッフは、個々の皆さんの心情等を十分察しながら対応しているものというふうに、私は理解しております。

○京増藤江君

徴収強化が行われて、本当に差し押さえもある、そういう中で住民の皆さんの心情がどのくらい理解されているのか、また本当に生活が大変な思いをどのように市民の皆さんが訴えることができているかという点では、差し押さえがある、差し押さえられる、ここまで来ているということは、そういうことを理解してもらっていないから、そういうことが起きているんだと、私は思うんです。ですから本当に暮らしが大変な方たちが減免制度を利用できるんじゃないかと、こういう視点で私は取り組んでいただきたいということを要望しまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（林 修三君）

以上で日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は、これで全て終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日28日から3月2日は、議案調査及び休日のため、休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。明日28日から3月2日は休会することに決定しました。

本日の会議はこれで終了します。

3月3日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

議員の皆様申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

長時間にわたりお疲れさまでした。

（散会 午後 3時10分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件